

第3編 地震災害対策

第1章 地震被害想定

第1節 地震に関する知識

第1 気象庁震度階級関連解説表（平成21年3月）

震度は、地震による揺れの強さを総合的に表す指標で、防災対応の基準として利用されている。「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測されたときに、その周辺でどのような現象や被害が発生するかの目安を示す資料である。

使用に当たっての留意事項

- 1 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値である。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではない。
- 2 地震動は、地盤や地形に大きく影響される。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがある。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなる等、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なる。
- 3 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回当たりの時間の長さ）及び継続時間等の違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なる。
- 4 この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものが記述されており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害に止まる場合もある。また、それぞれの震度階級で示されているすべての現象が発生するわけではない。
- 5 この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成されたものである。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られた場合や、建物・構造物の耐震性の向上等によって実情と合わなくなった場合には変更される。
- 6 この資料では、被害等の量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞が用いられている。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずかに	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがあるが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別している。

人間の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況			
震度 階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまると感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることもある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。 揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。 補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

木造建築（住宅）の状況		
震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注1）木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注2）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注3）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

鉄筋コンクリート造建物の状況		
震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（注1）鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注2）鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

地盤・斜面等の状況		
震度 階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂※1 や液状化※2 が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
7		

(※1) 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

(※2) 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管渠やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

(※3) 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

大規模構造物への影響	
長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

ライフライン・インフラ等への影響	
ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まる可能性がある（※）。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある（※）。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路等で、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等が繋がりにくい状況（輻輳）が起ることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震等の災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板等の提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認等のため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

第2節 活断層

第1 活断層の定義

活断層とは、一般に地質年代の区切りである第四紀（約200万年前から現在まで）において繰り返し活動し、将来も活動することが想定される断層のことをいう。

第2 地震断層

地震により地表に現れた断層を地震断層といい、例えば、野島断層（1995年阪神・淡路大震災）が代表的であり、秋田県では1896年の陸羽地震により地表に現れた千屋断層（旧千畑町）が陸羽地震の活動記録として保存されている。

なお、活断層が地表に現れる地震の規模は、概ねマグニチュード7以上とされている。

第3 活断層の確実度・活動度

活断層の確実度とは、空中写真判読等から活断層の存在を特定するための指標で、確実性の高い順にⅠからⅢまでの3階級に分類される。

また、活断層の活動度とは、活断層における過去の活動程度を分類したもので、千年当たりの変位量（平均変化量）によって、変位量の大きい順にA級からC級までの3階級で分類され、断層活動による地震の規模は変位量に比例して大きくなる。

しかし、確実度については、活断層を特定するまでの暫定的な分類であり、将来において調査・研究が進むことにより、「活断層であるもの」または「活断層でないもの」に2分類され、活断層の正確な数が把握されることになる。

確実度の分類表

確実度 Ⅰ	活断層であることが確実なもの。 断層の位置、変位の向きがともに明瞭であるもの。
確実度 Ⅱ	活断層であると推定されるもの。 断層の位置、変位の向きも推定できるが、確実度Ⅰと判定できる決定的な資料に欠けるもの。
確実度 Ⅲ	活断層であるが、変位の向きが不明確であったり、他の要因、例えば川や海の侵食による崖、あるいは断層に伴う浸食作用によってリニアメントが形成された疑いが残るもの。

活動度の分類表

活動度 A級	平均変位速度：1 m以上10m未満/千年
活動度 B級	平均変位速度：0.1m以上1 m未満/千年
活動度 C級	平均変位速度：0.01m以上0.1m未満/千年

第4 活断層による地震

活断層は、陸域と海域にあり、海域の活断層でマグニチュード7クラスを超える地震が発生した場合は、津波が発生する。

また、陸域の活断層による地震（内陸直下型地震）は、ほとんどが深さ約20km以浅を震源とするため、比較的規模が小さな地震でも被害が大きくなる場合がある。

第5 市内の活断層

秋田県内には、約43の活断層があるといわれており、これらの活動性については未だ多くが解明されていない。このうち、能代市に分布する主な活断層は、次表のとおりである。

地域名	断層名	确实度	活動度	長さ(km)
能代平野	高野野断層	I	B	1.5
	小手萩断層	I	B	6.0
	北能代断層	Ⅲ	B	4.2
	能代断層	I	A～B	22.0

第3節 積雪期における地震

第1 冬の気候

本県の冬の気候の特徴は、シベリアの寒冷高気圧から吹き出す乾燥した北西風が、温暖な日本海で雪雲を発達させ、これが奥羽山脈にぶつかり内陸地方を中心に大雪を降らせる。

積雪期間は、沿岸では概ね12月中旬から3月中旬頃、また内陸では概ね11月下旬から3月下旬頃までである。

豪雪の到来周期は、統計上11年とも言われているが、秋田県では昭和38年（38豪雪）、昭和49年、昭和59年及び平成18年（平成18年豪雪）に見舞われている。このうち、38豪雪では内陸の山沿いで4mを超える記録的な積雪を観測した。

第2 地震災害の記録

積雪期に発生した地震災害の記録は、以下のとおりである。

秋田城の地震 (天長地震)	発生年月日	天長7年2月3日(830年)
	震源の位置	北緯39.8度、東経140.1度(秋田市追分西方)
	地震の規模	マグニチュード7.0~7.5(理科年表)
	被害状況	1 人的被害・・・死者15人、傷者100余人 2 建物被害・・・秋田城の城郭・角舎・四天王寺等倒壊
秋田仙北地震 (強首地震)	発生年月日	大正3年3月15日(1914年)
	震源の位置	北緯39.5度、東経140.4度(大仙市西仙北大沢郷付近)
	地震の規模	マグニチュード7.1(最大震度6)(理科年表)
	被害状況	1 人的被害・・・死者94人、傷者324人 2 建物被害・・・全壊640戸、半壊575戸、一部損壊4,232戸 3 火災・・・住家3戸(強首2、淀川1)

第3 積雪・凍結による被害の拡大要因

人的・家屋被害	屋根に多く積雪がある場合、地震動により激しく揺すぶられた家屋は、地震動と積雪荷重が相乗し、全壊または半壊が想定される。 家屋の倒壊または損壊による死者や負傷者の発生が想定される。 さらに、雪崩による道路の寸断や積雪等で救助隊の遅れが想定され、これが凍死者や凍傷者の増加につながる。
火災	家屋の倒壊や損壊により、暖房用備蓄燃料タンク本体や給油配管が破損し、灯油等の漏洩や暖房器具の転倒・損傷による火災が多く発生する。 積雪や雪崩による消防車の通行障害、消防施設の被災・凍結等により、迅速な消火活動が困難となり、延焼面積が増加する。
雪崩・孤立地区(集落)の発生	雪崩による道路の寸断や通信回線の途絶により、孤立地区(集落)が発生する。 特に、地震発生時の積雪深、気温、天気、時間帯等の条件と、発生する雪崩の種別(表層雪崩、または全層雪崩)により被害の規模が大きく左右される。

情報収集活動	天候、降雪量、積雪深、並びに二次災害への安全対策等により、被害情報収集活動への支障が想定される。
緊急輸送活動	雪崩や積雪による除排雪作業の遅れ、スリップ事故、地吹雪等による交通障害が発生し、緊急輸送活動への支障が想定される。

第4節 地震・震度観測

日本及びその周辺は、世界でも地震活動の非常に活発な地域として知られている。

平成5年度末に、気象庁は全国約150箇所にて高性能の地震計を設置し、「津波地震早期検知網」を構築した。更に近年観測点の追加整備と「検知網」の配置見直しを行い、現在、全国約300箇所での地震観測データをリアルタイムで収集し、24時間体制で地震活動を監視している。また、気象庁は、平成8年から震度観測に震度計を導入し、現在、地方公共団体、防災科学技術研究所とあわせて全国約4400地点で震度観測が行われている。

これらの観測データを用いて、地震動警報・予報、津波警報・注意報・予報や地震・津波情報を即時に発表するとともに、観測成果は地震活動の研究に有効に利用されている。

能代市には、気象庁及び秋田県の地震計が、合計5箇所にて設置されている。



秋田県内の震度観測点			
● 気象庁	■ 秋田県	▲ 防災科研	計
13	55	17	85

秋田県内の震度観測点位置及び名称

(資料：「秋田県地域防災計画 令和2年6月修正」)

第5節 地震・津波等に関する調査研究

国及び県は、地震・津波に関する様々な調査研究を行っており、秋田県域においては、内陸直下型地震（活断層）並びに海溝型地震（秋田県沖）を想定した地震被害想定調査を実施している。

市は、この結果を市の地震防災対策の基礎データとして活用するとともに、必要に応じて都市計画策定等に関する基礎資料としても活用する。

第6節 地震被害想定

第1 基本的な考え方

大規模地震による被害を予防、軽減し、また、発生した被害に即して有効な対応策をとれるような、実効性のある地域防災計画とするためには、地震が発生した場合、能代市ではどのような種類の被害がどれくらいの規模・数量で起こるか、また能代市がどのような状況に置かれるのかを想定しておくことが有効である。すなわち、発生のある地震（想定地震）によって引き起こされる被害を可能な限り具体的かつ定量的に予測することにより、地域防災計画が主たる対象として考える災害の内容（前提条件）を明らかにすることができる。地震の被害は、自然現象に起因するゆえに不確実性を内包しており、想定結果も「確率」であるという認識は必要であるが、この想定結果を踏まえることによって、人員、資機材、財源のより効率的な配置や投入が可能となる。

このような考えのもとに、市では県が実施した秋田県地震被害想定調査報告書（平成25年8月）の中から、市に被害を及ぼすと想定される地震及びその物的・人的被害の想定結果を活用して、地域防災計画の中でもとりわけ緊急の課題とされている地震対策の前提となる条件を求めた。

今後、この調査を踏まえ、市民が安心して生活できるよう、市及び防災関係機関の震災対策に活用する。

第2 活用に当たっての留意事項

本調査の結果を活用するに当たっては、以下の点に留意することとしている。

1 将来発生する地震を予測したものではないこと

本調査は、多くの仮定に基づいて震源モデルを設定し、震度分布、津波浸水域等を想定したものであり、将来発生する地震を予測したものではない。実際に地震や津波が発生した場合は、その震源や規模が想定とは違う結果になることに留意する。

2 実際に発生する被害量を予測したものではないこと

本調査は、過去の地震被害に関する統計データ等を用いて被害量を予測したものであり、実際に発生する被害量を予測したものではない。実際に地震や津波が発生した場合は、その被害量が想定とは違う結果になることに留意する。

特に、個々の施設や地点を具体的に評価したものではない。また、特定の構造物の耐震性等を検証する場合には、個別の検討が必要である。

3 各想定地震の発生確率は検討していないこと

本調査の目的は、想定地震により本県に及ぼす被害や県民生活等に与える影響を把握することであり、各想定地震の発生確率は検討していない。地震の発生確率については、国の地震調査研究推進本部が、一部の地震について、次のとおり長期評価を行い公開している。

陸域地震の長期評価

震源域	地震発生確率		
	30年以内	50年以内	100年以内
1 能代断層帯	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%
2 花輪東断層帯	0.6～1%	1～2%	2～3%
6 北由利断層	2%以下	3%以下	6%以下
8 横手盆地東縁断層帯北部	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%
10 真昼山地東縁断層帯/北部 (雫石盆地西縁-真昼山地東縁断層帯)	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%

(資料：平成25年8月 秋田県地震被害想定調査 報告書)

海域地震の長期評価

地震名	地震発生確率			想定地震との関係
	10年以内	30年以内	50年以内	
青森県西方沖の地震 (日本海中部地震)	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	海域A参考
秋田県沖の地震	1%程度以下	3%程度以下	5%程度以下	海域B参考
佐渡島北方沖の地震	1～2%	3～6%	5～10%	
山形県沖の地震	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	海域C参考
新潟県北部沖の地震	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	

(資料：平成25年8月 秋田県地震被害想定調査 報告書)

4 「連動地震」は秋田県独自の震源モデルであること

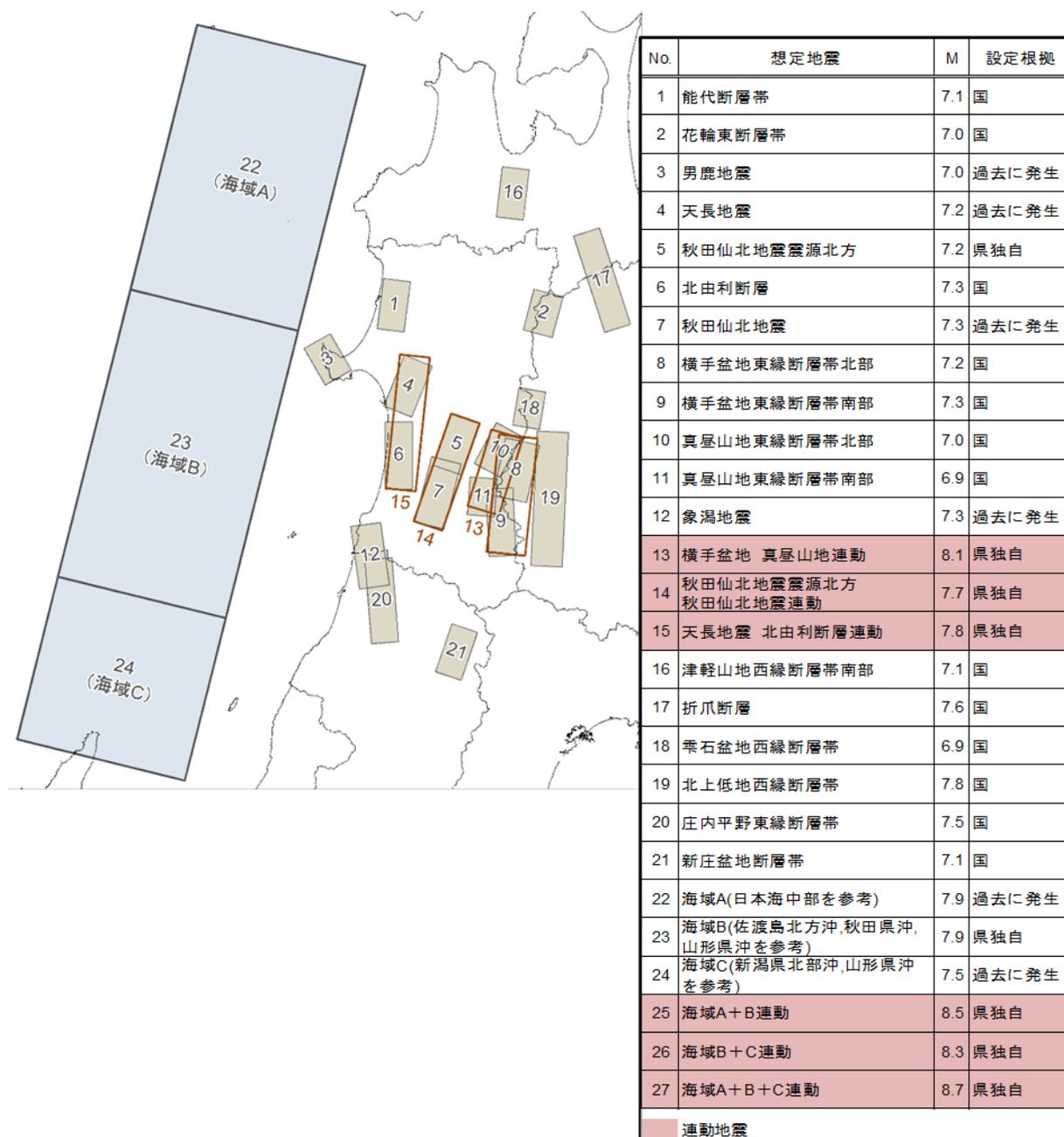
昭和以降、秋田県に最も大きな被害を及ぼした地震は、日本海中部地震（1983年、マグニチュード7.7）であるが、東日本大震災が連動型の巨大地震だったことを踏まえて、本調査では連動地震を設定した。

なお、連動地震は、国や研究機関が想定したものではない。「想定外をつくらない」という観点から、秋田県が独自に設定した震源モデルである。

第3 想定地震

想定地震は、国の地震調査研究推進本部が評価した地震や、過去に発生した地震を基に設定している。さらに、東日本大震災が、これまで想定できなかった連動型の巨大地震だったことを踏まえ、「想定外をつくらない」という基本的な考えのもと、連動地震を設定している。

秋田県に影響を及ぼすことが想定される27パターンの地震は、次のとおりである。



想定地震の位置と一覧

(資料：平成25年8月 秋田県地震被害想定調査 報告書)

第4 被害想定

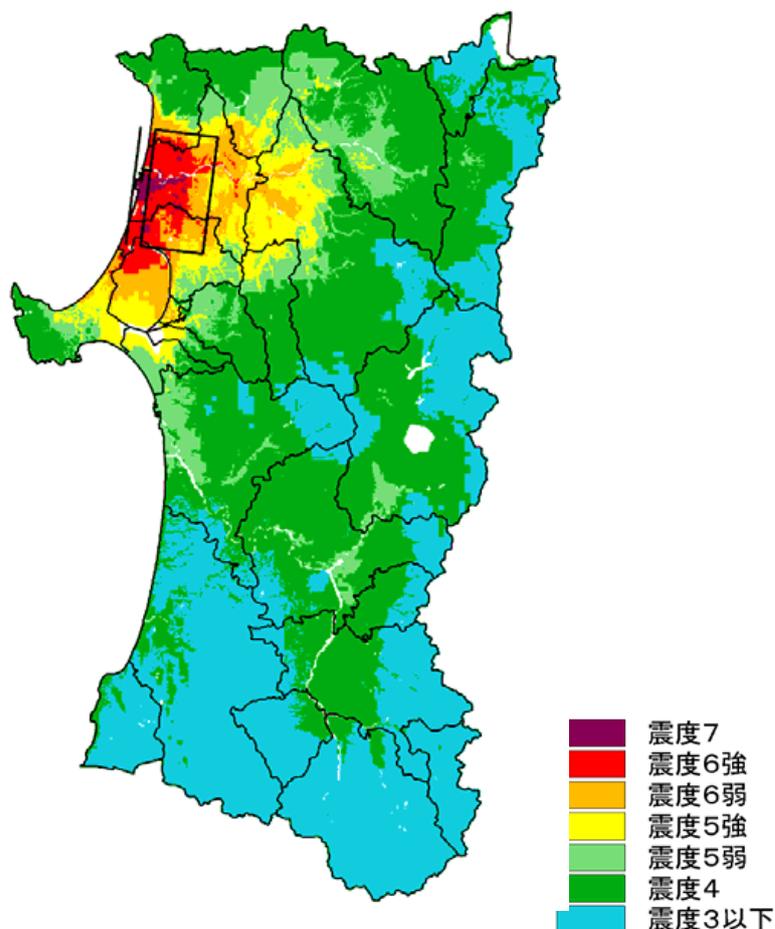
県が設定している27の想定地震の中で、本市に大きな被害を与える可能性のある能代断層帯の被害想定結果について以下に示す。

能代断層帯は、マグニチュード7.1を想定し、震源域の分布は能代地域のほぼ全域に及ぶ。

1 震度分布図

能代断層帯による被害想定震度分布図を次に示す。

能代地域は、ほぼ全域が震度6強以上であり、米代川南側には震度7の分布域が広がっている。二ツ井地域は、南北の山間部の一部を除いて震度5強以上となっている。



(マグニチュード7.1、最大震度7、詳細法)

能代断層帯による被害想定震度分布図

(資料：平成25年8月 秋田県地震被害想定調査 報告書)

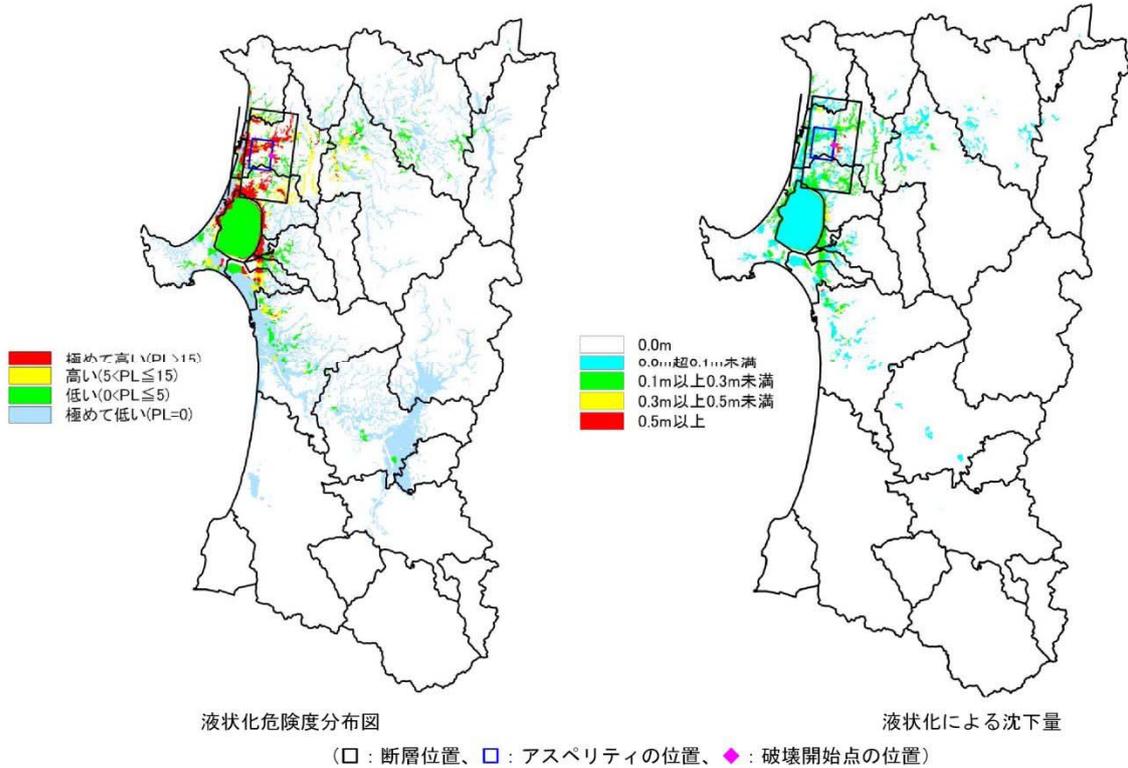
2 津波浸水域等

津波浸水域等については、「第4編 津波災害対策」を参照とする。

3 液状化の予測

能代断層帯による液状化危険度の予測結果を次に示す。液状化危険度は米代川流域、海岸部等で極めて高い。

(1) 能代断層帯 (M=7.1)



能代断層帯の液状化危険度の予測結果

(資料：平成25年8月 秋田県地震被害想定調査 報告書)

4 被害想定結果（能代市）

能代断層帯による能代市の主な被害想定結果は、以下のとおりである。

項目		想定地震	能代断層帯		
マグニチュード			7.1		
最大震度			7		
発生条件			夏10時	冬2時	冬18時
建物被害	全壊棟数（棟）	11,927	12,798		
	半壊棟数（棟）	11,554	12,525		
	焼失棟数（棟）	32	30	1,744	
炎上出火件数		16	15	37	
人的被害	死者数（人）	332	768	575	
	負傷者数（人）	2,310	3,412	2,766	
	うち重傷者数	557	885	697	
細街路被害	延長912,959m	180,577	194,208		
ライフライン被害	上水道	被害箇所	1,668		
		断水人口（人）	39,652		
	下水道	被害延長（m）	18,118		
		機能支障人口（人）	4,237		
	都市ガス	機能支障人口（人）	9,651		
	LPガス	機能支障人口（人）	8,332		
	電力	停電世帯数（世帯）	20,761	21,024	21,024
	通信	不通回線数（本）	2,225	2,373	4,087
孤立集落数		2	23		
避難者数	1日後	20,077	24,301	25,494	
	4日後	21,724	25,509	26,563	
	1ヶ月後	14,635	20,308	21,957	
震災廃棄物（トン）		1,883,387	1,994,432	2,048,216	
食料	食料需要量（食分）	78,206	91,833	95,628	
	粉ミルク（g）	42,062	49,391	51,432	
飲料水需要量（トン）			119		
応急仮設住宅数		5,050	5,930	6,175	
必要仮設トイレ数		397	454	470	

（資料：平成25年8月 秋田県地震被害想定調査 報告書より抜粋）

5 調査結果から分かる被害の特徴

（1）人的被害のほとんどが、建物の倒壊によるものである。

人的被害（死者及び負傷者）の原因を見ると、建物の倒壊が約9割を占める。

本市は、現在の耐震基準が導入された時期（昭和56年）より前に建てられた建物が過半数であり、被害拡大の要因となっている。

（2）冬期の被害が最大になる。

冬は、夏に比べて、積雪により建物倒壊数が増加する。

深夜は、日中に比べて、避難に時間がかかるほか、在宅率が高いため、建物倒壊等によ

る人的被害が増加する。

また、孤立集落数も冬期に増加する。

(3) ライフラインの復旧までに数週間を要する場合がある。

水道、電気、ガス、通信等のライフライン施設が被災した場合は、被害の大きさによって、復旧までに数日から数週間を要する。特に、冬の場合には作業効率が下がり、復旧期間が長期化する。

(4) 多数の避難者が発生する。

建物被害によるほか、断水の長期化により、2万人以上の避難者が発生する。

第2章 災害予防計画

第1節 計画的な地震防災対策の推進

【実施機関：総務部、消防本部】

第1 基本方針

平成24年度から2か年にわたり県が実施した地震被害想定調査により、東日本大震災等を参考に想定した地震や津波が発生した場合の被害量や被害の特徴及び県民生活への影響が明らかになった。

この調査結果を踏まえ、県民の生命や財産に及ぼす被害を最小限に留めるために、耐震化の促進、津波対策の推進、地域防災力の強化等、ハード、ソフト両面からの各種取組を着実に実施していく必要がある。

このため、県は、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号。以下、本節において「法」という。）に係る「地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき、計画的な防災対策を推進している。

市は、これらの計画に則り、地震防災上緊急に整備すべき施設等の計画的な推進を図る。

第2 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

1 五箇年計画の対象地区

過去の被害地震の分布状況及び活断層の分布状況等、本市の地震災害環境を勘案し、法第2条第1項に規定する地区は本市を含む県全域となっている。

2 五箇年計画の修正

五箇年計画の期間中において地震防災上の事由により計画を修正する必要があるときは、県は国その他の関係機関と調整し、法第2条第4項の規定による五箇年計画の変更を行うことになっている。

3 第6次五箇年計画の対象施設等

第6次五箇年計画に定める令和3年度から令和7年度までの期間において、市域に関する地震防災上緊急に整備すべき施設等は、法第3条第1項各号に掲げる次の施設等である。

(1) 消防用施設（第3号）

市は、地震災害時における地震火災の初期消火、延焼防止等の被害の軽減を図るため防火水槽等の消防水利、消防ポンプ自動車や救助工作車等の消防車両、その他消防用施設の整備を、県と調整を図りながら、以下の事業により推進する。

事業の概要	実施予定年度
消防団拠点施設整備事業	令和6～7年度

第2節 防災知識の普及啓発

【実施機関：各部局、防災関係機関】

第1 基本方針

地震による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、市民の生命、身体、財産を守るためには、市及び防災関係機関の職員が災害や防災、災害応急対策活動に関する正しい知識を習得することはもちろん、市民一人ひとりが「自らの身の安全は、自らが守る（自助）」ことを基本認識としながら地震災害についての正しい知識をもち、地震災害発生時に沉着に行動できる力を日頃から身に付けることが最も必要なことである。

このため、市及び防災関係機関は、災害対策活動に備え、職員の意識啓発を積極的に行うとともに、平常時から防災計画及び防災体制、災害時の心得、早期避難の重要性、避難救助の措置等について効果的な広報を行い、市民に対して防災教育を行うことにより、防災知識の普及に努めるものとする。

なお、市民への防災啓発に当たっては、男女共同参画の視点を盛り込むとともに、高齢者、障がい者、外国人等、要配慮者への広報に十分配慮する。

第2 市及び防災関係機関の職員に対する防災教育

……………第2編 一般災害対策編 第2章 第1節 第2（P37）に準ずる。

第3 学術機関との連携

……………第2編 一般災害対策編 第2章 第1節 第3（P38）に準ずる。

第4 市民に対する防災知識の普及

……………第2編 一般災害対策編 第2章 第1節 第4（P38）に準ずる。

第5 学校等における防災教育

……………第2編 一般災害対策編 第2章 第1節 第5（P40）に準ずる。

第6 防災上重要な施設の管理者等の教育

……………第2編 一般災害対策編 第2章 第1節 第6（P41）に準ずる。

第7 企業における防災教育・役割

……………第2編 一般災害対策編 第2章 第1節 第7（P42）に準ずる。

第8 地域コミュニティにおける防災教育の普及推進

……………第2編 一般災害対策編 第2章 第1節 第8（P42）に準ずる。

第9 防災に関する意識調査

……………第2編 一般災害対策編 第2章 第1節 第9 (P42) に準ずる。

第3節 自主防災組織等の育成

【実施機関：総務部、消防本部】

第1 基本方針

住民は、「自らの生命は自らが守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本として、平常時より災害に対する備えを心がけておく必要がある。特に、大規模災害が発生した場合、被害が広域にわたり、市及び防災関係機関のみで対処することは困難になることが予想される。大きな被害の発生した阪神・淡路大震災や新潟県中越地震では、地震発生直後、消防や警察等の公助による救助活動が被災地に入る前に、自主防災組織や市民の協力によって多くの人が救助されている事例が報告されている。

このため、発災直後の自助の取組みに加え、地域のつながりにより、各地域で自発的に救助活動や消防活動を行う等、自主防災組織、事業所の自衛消防組織等の強化を図り、地域の防災活動を推進する。

なお、女性、高齢者、障がい者等の視点に配慮した防災を進めるため、自主防災組織及びその活動における女性等多様な主体の参画を促進するよう努める。

第2 地域住民等の自主防災組織

……………第2編 一般災害対策編 第2章 第2節 第2 (P43) に準ずる。

第3 事業所の自衛消防組織等

……………第2編 一般災害対策編 第2章 第2節 第3 (P44) に準ずる。

第4 消防職団員・退職者との連携

……………第2編 一般災害対策編 第2章 第2節 第4 (P44) に準ずる。

第5 地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

……………第2編 一般災害対策編 第2章 第2節 第5 (P45) に準ずる。

第4節 防災訓練

【実施機関：各部局、防災関係機関】

第1 計画の方針

地震発生時に迅速かつ的確で冷静な行動をとるためには、市及び防災関係機関並びに市民等それぞれが、災害発生時取るべき行動を想定した実践的な訓練を、計画的に実施することが重要である。

防災訓練は、地域防災計画の熟知、防災関係機関相互の協力連絡体制の確立、防災関係機関と市民との間の協力体制の確立、市民に対する防災知識の普及啓発、さらに地域防災計画の検証等、副次的な効果がある。

そのため、市及び防災関係機関は、自主防災組織、民間団体、NPO・ボランティア及び市民と、相互に緊密な連携のもと、冬期の災害や複合災害等の様々な災害条件を考慮した実践的な訓練を実施し、訓練実施後には、訓練内容を評価・検証して課題等を整理し、必要に応じて災害活動体制の見直しを図る。また、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、周辺市町村や協定締結市町村との共同による実践型の防災訓練を実施し、災害時の連携体制の強化に努める。

なお、訓練の実施に当たっては、女性や要配慮者等多様な主体の視点を取り入れるとともに、十分な配慮を行う。また、訓練において、特定の活動（例えば、指定避難所における食事作り等）が片方の性に偏る等、性別や年齢等により役割を固定化することがないようにする。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

第2 現況

市及び防災関係機関は、市地域防災計画及びそれぞれの防災業務計画等に基づいて各種訓練を実施しており、これにより、地震災害応急対策に必要な実践的能力の向上はもとより、市民に対する防災思想の普及啓発を図っている。

第3 訓練種別

……………第2編 一般災害対策編 第2章 第3節 第3（P46）に準ずる。

第4 訓練項目

……………第2編 一般災害対策編 第2章 第3節 第4（P47）に準ずる。

第5 総合防災訓練の実施方針

……………第2編 一般災害対策編 第2章 第3節 第5（P47）に準ずる。

第6 防災関係機関等の訓練の実施

……………第2編 一般災害対策編 第2章 第3節 第6（P48）に準ずる。

第5節 情報連絡体制の整備

【実施機関：各局、防災関係機関】

第1 基本方針

地震災害発生時における迅速・的確な情報の収集・分析及び伝達・指示は、市及び防災関係機関における迅速な初動体制の確立や、迅速かつ適切な応急対策を実施する上で極めて重要である。

そのため、市は、防災関係機関との情報収集・伝達ルートを確立し、情報収集伝達体制の整備に努める。また、迅速かつ円滑な災害情報収集・伝達活動を実施するために、市及び防災関係機関は、それぞれの機関が提供または伝達できる情報について、訓練等を通じて実態を把握するとともに、体制の強化を図る。

第2 緊急地震速報の種類、発表基準及び普及啓発等

1 緊急地震速報の発表

緊急地震速報は、地震の発生直後に、震源に近い地震計で捉えた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード：M）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く発表する。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

また、テレビ、ラジオを通じて住民に周知し、地震動による被害の軽減を図る。

なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、特別警報に位置付けられる。

2 緊急地震速報の区分と発表内容

気象庁における発表に当たっては「緊急地震速報」の名称を用いることとし、警報と予報の区分及び発表内容については次のとおりとする。

区 分	名 称	発表内容
地震動警報	緊急地震速報（警報）	最大震度5弱以上の揺れが推定された時に、震度4以上が予想される地域に対し、地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表する。
地震動予報	緊急地震速報（予報）	最大震度3以上またはM3.5以上と予想された時に発表する。

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。

3 緊急地震速報及び震度速報で用いる地域の名称

秋田県沿岸北部、秋田県沿岸南部、秋田県内陸北部、秋田県内陸南部

4 緊急地震速報の発表条件・内容

(1) 緊急地震速報を発表する条件

ア 地震波が2点以上の地震観測点で観測され、最大震度が5弱以上と予想された場合

(2) 緊急地震速報の内容

イ 地震の発生時刻、発生場所（震源）の推定値、地震発生場所の震央地名

ウ 強い揺れ（震度5弱以上）が推定される地域名及び震度4が推定される地域名（全国を約200地域に分割）。具体的な予測震度と猶予時間は発表しない。

5 緊急地震速報の伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経由による市町村の防災行政無線等を通して住民に伝達される。

6 緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きしたときは、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅等屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下等に隠れる。 <注意> ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパート等の集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 <注意> ・あわてて出口・階段等に殺到しない。 ・吊り下がっている照明等の下からは退避する。
街等屋外の集客施設	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ハザードランプを点灯する等して、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。 大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキを避ける等できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

7 普及啓発の推進

秋田地方気象台は、県、市その他防災関係機関と連携し、緊急地震速報の特性（地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報であること、及び震源付近では強い揺れの到達に間に合わないこと。）や、住民や施設管理者等が緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動等、緊急地震速報についての普及・啓発に努める。

第3 現況

……………第2編 一般災害対策編 第2章 第4節 第2 (P50) に準ずる。

第4 情報収集伝達体制の整備

……………第2編 一般災害対策編 第2章 第4節 第3 (P50) に準ずる。

第5 情報の共有化

……………第2編 一般災害対策編 第2章 第4節 第4 (P51) に準ずる。

第6 非常用電源の確保

……………第2編 一般災害対策編 第2章 第4節 第5 (P52) に準ずる。

第7 非常通信ルートを活用

……………第2編 一般災害対策編 第2章 第4節 第6 (P52) に準ずる。

第8 収集した情報の分析整理等

……………第2編 一般災害対策編 第2章 第4節 第7 (P52) に準ずる。

第6節 安全避難の環境整備

【実施機関：総務部、市民福祉部、消防本部、防災関係機関】

第1 基本方針

地震が発生し、建物の倒壊や地震火災等の二次災害から市民の安全を確保するとともに、被災直後の市民の生活を確保するために、避難の実施は必要不可欠である。また、被災者の避難生活に十分配慮することは、被災者の心身の健康を確保する上で非常に重要となる。

そのため、市は、地震災害が発生、または発生するおそれがある場合において、市民が安全に避難できるよう、指定緊急避難場所及び指定避難所を確保し、安全避難の環境整備に努める。特に、避難行動要支援者に対する避難支援及び指定避難所への入所・同所での支援に当たっては、家族・介護者及び福祉・医療機関との緊密な連携体制の整備に努める。避難生活においては、避難者のプライバシーを尊重し、女性、乳幼児、高齢者や障がい者等の要配慮者に対して特に配慮するための施設・設備の整備や、避難所運営に関する体制の整備に努める。

また、大規模な災害が発生した場合は、電車やバス等の公共交通機関の運行停止や道路の寸断等により、帰宅困難者が発生することが予想される。

そのため、市は、県及び公共交通機関と連携し、「むやみに移動を開始しないこと」の広報や帰宅困難者の一時滞在施設の確保等、帰宅困難者の支援に努める。

【用語の定義】

- 要配慮者：高齢者、子ども、乳幼児、妊産婦、障がい者（児）や、日本語の災害情報を理解しにくい外国人及び地理に不案内な旅行者等、何らかの介助や支援を必要とするもの
- 避難行動要支援者：災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するもの
- 指定緊急避難場所：災害が発生し、または発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波等異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設または場所を市町村長が指定したもの
- 指定避難所：災害の危険性があり、避難した市民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった市民等を一時的に滞在させるための施設として市町村長が指定したもの
- 避難行動：数分から数時間後に起こるかもしれない災害から身を守るために行う「命を守るための行動」で、以下のすべての行動
 - ① 指定緊急避難場所への移動
 - ② （自宅等から移動しての）安全な場所への移動（公園、親戚や友人の家等）
 - ③ 近隣の高い建物等への移動
 - ④ 建物内の安全な場所での待機なお、指定緊急避難場所や安全な場所へ移動する避難行動を「立ち退き避難」、屋内に留まる安全確保を「屋内安全確保」という。

第2 避難行動

1 指定緊急避難場所の指定

市は、地震災害発生後の指定緊急避難場所として、小・中・高等学校のグラウンド、公園、緑地、広場その他の公共空地进行を指定する。ただし、災害の状況や積雪によっては、これに該当しない公共の施設であっても指定緊急避難場所として指定・開設することができるものとする。

なお、指定緊急避難場所の政令による基準は、以下のとおりとなっている（災害対策基本法施行令第20条の3）。

- (1) 発災時に居住者等に開放される管理体制を有していることなどの管理上の基準
- (2) 洪水や崖崩れ、土石流、地滑り、高潮、津波、大規模な火事等の異常な現象が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがない土地の区域（「安全区域」）内に立地するものであることなどの立地上の基準
- (3) 異常な現象等の安全区域外に立地する施設などについては、当該異常な現象等に対して安全な構造であることのほか、洪水や高潮、津波等に係る施設の場合は、その想定される水位よりも上に居住者等の受入用部分等があることなどの構造上の基準
- (4) 地震が発生し、又は発生するおそれがある場合に使用する施設又は場所にあつては、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること
 - ア 当該施設が地震に対して安全な構造のものとして内閣府令で定める技術的基準に適合するものであること
 - イ 当該場所又はその周辺に地震が発生した場合において人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある建築物、工作物その他の物がないこと

指定緊急避難場所は、円滑な避難行動が可能となるよう、施設等の形態、配置等に配慮する。公共施設が災害の状況により指定緊急避難場所として開設できない場合も想定されるため、民間施設を指定緊急避難場所として活用できるか検討し、必要に応じて民間施設の管理者と協定を締結する等の体制を整備する。

指定緊急避難場所として指定している公園・緑地等については、防災機能を強化するとともに、避難困難地域をなくすよう、公園・緑地やオープンスペースの確保を図る。

なお、指定緊急避難場所は、災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、指定避難所が必ずしも特定の災害の指定緊急避難場所に指定されていない場合があることや指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについても、日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。

避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするもの移動を原則とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への避難がかえって危険を伴う場合、「緊急安全確保」を行うべきことについて、日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。

〔留意事項〕

市長は、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、

複合的な災害が発生することを考慮するものとし、必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

2 避難路の指定

市は、地震災害に関する避難路は指定せず、次の点に注意し、安全な避難経路を避難者各自が任意に選ぶ避難方法とする。その場合、避難者に対しては、地震等で被災している道路状況の迅速な伝達に努める。ただし、避難誘導が行われる場合は、避難者は、これに従うものとする。

- (1) 主要道路、鉄道、河川等を横断しない。
- (2) 高圧ガスや危険物施設のある道路は避け、高層建築物からの落下物、ブロック塀等の倒壊に留意する。

3 指定避難所の指定

- (1) 指定避難所の政令による基準は、以下の全てを満たすこととなっている（災害対策基本法施行令第20条の6）。

- ア 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること
 - イ 速やかに、被災者等を受け入れ、または生活関連物資を配布することが可能なものであること
 - ウ 想定される災害の影響が比較的少ない場所にあること
 - エ 車両などによる輸送が比較的容易な場所にあること
- なお、主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者を滞在させる福祉避難所等については、上記の他に、以下のア～ウが必要となる。
- ア 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること
 - イ 災害時に要配慮者が相談し、支援を受けることができる体制が整備されること
 - ウ 災害時に主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること

- (2) 指定避難所は、避難が長期にわたることも想定して(1)の基準を満たす学校施設、公民館等を選定するものとする。さらに、民間施設を避難所として活用できるか検討し、必要に応じて民間施設の管理者と協定を締結する等の体制を整備する。なお、指定避難所に指定した学校施設については、避難所として利用する際に教育活動の場としての配慮を行う。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識のうえ、避難所となる施設の利用方法等について、事前に市教育委員会や地域住民等と調整を図る。

- (3) 集落が点在し、指定避難所までの距離がやや遠くなる地域については、集落ごとに集会所、公民館、寺院等を一時避難場所として活用し、これを経由して指定避難所へ避難する。

- (4) 指定避難所の運営に必要な設備や資機材の整備を図る。

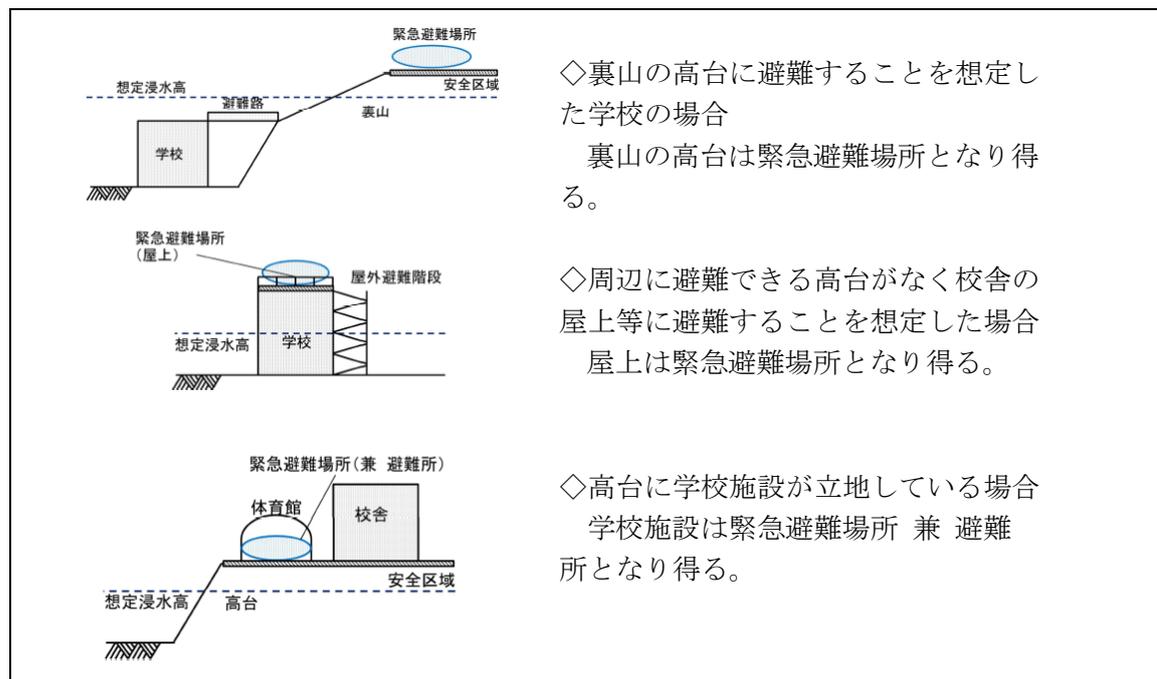
- (5) なお、指定緊急避難場所と指定避難所は、相互に兼ねることができるとされている（災害対策基本法施行令第49条の8）

4 学校施設における「指定緊急避難場所」と「指定避難所」の関係

文部科学省では、平成23年7月に公表した「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について」緊急提言において、学校施設の津波対策として、各地域の状況に応じた対策例を示している。災害対策基本法の改正による「緊急避難場所」と「避難所」の考え方をこれらの対策例に当てはめてみると、概ね次のように考えることができる。

市及び校長等学校施設管理者は、学校施設を指定緊急避難場所または指定避難所とする場

合は、学校施設のどの部分を指定対象とするかを明確にした上で指定し、市民等に対して周知を図るものとする。



5 指定避難所の耐震化

市は、平常時より建物の耐震診断を積極的に推進していくものとし、指定避難所に指定されている施設等については耐震診断を実施し、必要に応じて補強や耐震度調査による改築に努める。

6 指定避難所等の備蓄物資及び設備の整備

(1) 備蓄物資及び設備の整備

市は、指定避難所等に必要な次の設備等をあらかじめ整備し、または必要な時、直ちに配備できるよう準備に努める。

- ア 食料、生活必需品
- イ 非常用電源の配置とその燃料
- ウ 医療救護、給食、情報伝達等の応急活動に必要な設備等
- エ 毛布、暖房器具、暖房施設等
- オ 災害情報入機器（被災者用テレビ、ラジオ等）
- カ 空調、洋式トイレ等要配慮者に配慮した設備
- キ プライバシーの保護、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮した環境
- ク 新型コロナウイルスを含む感染症対策に必要な物資（マスク、消毒液、パーティション等）

(2) 避難の長期化に対応した施設の整備（給水体制と資機材の整備）

- ア 市民の避難生活が長期化した場合、必要とする最小限の飲料水を確保するために給水の実施体制を整備する。
- イ 仮設トイレ及び入浴施設等、最小限の生活を営むために必要な生活用水、消毒剤、脱

臭剤及び防虫剤等衛生用品の確保をするとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。

ウ 給水活動に必要な給水車、給水タンク、ポリエチレン容器等の整備に努める。

エ 十分な備蓄スペースや通信設備等の整備を推進する。

オ 良好な生活環境を確保するため、換気、照明等の施設の整備に努める。

7 指定緊急避難場所等の周知

市は、指定緊急避難場所等の表示や一覧の配布、指定緊急避難場所を記載した各種ハザードマップ等の公表・配布、指定避難所の看板の設置等により、指定緊急避難場所及び指定避難所、避難方法等について、市民への周知徹底を図る。

看板等の表示には、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用するなど、分かりやすい誘導標識や案内板等により市民や観光客への周知徹底を図る。

8 避難情報の判断基準

市長は、発生した地震災害の規模、または発生が予測される災害を前提に、迅速で安全な市民の避難または避難誘導を確保するため、次の避難情報を決定し通知する。

なお、避難には「立ち退き避難」と「屋内安全確保」があるが、土砂災害・高潮災害・津波災害においては「立ち退き避難」が基本となる。災害が発生した場合やさらに災害の発生が切迫しており、屋外で移動することが危険な場合は、屋内での待避等の安全確保措置（「屋内安全確保」）をとるものとする。

なお、国では、高齢者等の避難の実行性を確保する必要があることや、避難勧告と避難指示の違いが十分に理解されていないことなどの課題に対応するため、令和3年5月から避難情報の名称を変更し（「避難指示(緊急)、避難勧告→避難指示」、「避難準備・高齢者等避難開始→高齢者等避難」）、運用を開始したことから、県及び市町村は確実に住民や要配慮者利用施設の管理者に周知を図るとともに、避難情報を発令した際には、避難行動を確実に実施できるよう必要な取組を講ずるものとする。また、市は、時機を失することなく避難情報が発令できるよう、必要に応じて避難情報の対象地域、判断時期等について県に助言を求めものとする。

さらに、市は、避難に関する情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。

(1) 高齢者等避難

「高齢者等避難」は、避難指示の決定・通知に先立ち、避難行動要支援者を安全かつ円滑に避難及び避難誘導させるために通知する。

(2) 避難指示

「避難指示」は、地震災害が発生し、かつ被害の拡大が予想されるとき、当該被災地域または被災するおそれがある区域の市民や観光客等に対し、指定緊急避難場所または指定避難所（公共施設等）へ拘束力が強い避難を促すために通知する。

(3) 避難解除

避難の必要がなくなったとき、市長は避難の解除を通知する。

9 避難情報発令のための体制の構築

市は、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

10 避難情報の判断基準の周知

市は、地震に係る避難情報の判断基準の周知徹底に努める。

11 市民の避難行動の認識の徹底

自然災害に対しては、各人が自らの判断で避難行動をとることが原則である。

市は、市民に対し、避難行動に関する基本的な対応等の周知・徹底を図る。

市民は、平常時から自分自身で、災害種別毎の避難先や避難路等について、十分に確認を行うものとする。

「各人の避難行動に関する基本的な対応等」については、資料編21-2に示す。

12 避難行動要支援者対策

地震発生時における避難行動要支援者の避難については、安全かつ的確な対応が不可欠であり、市は、避難行動要支援者の状態に応じた避難誘導、災害情報の伝達等における支援体制の整備を図る。

(1) 要配慮者の自助の取組み

要配慮者及び避難行動要支援者についても「自助」が基本となることから、地域や避難支援者、近隣の他の要配慮者及び避難行動要支援者との関わりを積極的に持っておく必要があるため、市は、広報等を通じ老人クラブ等に自助の取組の促進、啓発に努めるほか、円滑な実施のため居宅介護支援事業者等と連携を図る。

(2) 避難に関する準備

市は、避難行動要支援者に対し、避難時や指定避難所において援助が必要な事項（特に内部障がい者や難病患者は治療や薬剤に関すること）について記載した連絡カードの作成、非常持出品（必要な物資や予備薬品等）の準備等についての啓発を行う。

また、自らの避難場所（指定緊急避難場所及び指定避難所）及び避難経路の状況を把握できるよう、避難行動要支援者及び避難支援者の防災訓練への積極的な参加を促進する。

(3) 高齢者福祉施設優先の指定避難所の指定

市は、水害時に、より迅速かつ安全に高齢者福祉施設の利用者が避難できるように、高齢者福祉施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、ショートステイ、グループホーム等）優先の指定避難所を、以下のとおり指定している。

高齢者福祉施設優先の指定避難所

対象地区	指定避難所名称
能代地域（米代川右岸）	東雲中学校
能代地域（米代川左岸）	勤労青少年ホーム、文化会館
二ツ井地域	能代高等学校定時制課程

(4) 避難誘導

市及び防災関係機関は、避難行動要支援者の状態に基づき、災害時における家族及び地域の役割について啓発する。

民生委員、自治会・町内会、自主防災組織等は、平常時から避難行動要支援者が避難の際に必要な支援、留意事項を聞き取る等、避難誘導體制の確立に努めるものとする。寝たきり等により家族が移動させることが困難な避難行動要支援者の避難については、自治会・町内会、自主防災組織、福祉関係機関等による支援体制の確立に努めるものとする。

また、市は、避難行動要支援者が避難場所に避難し安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

(5) 災害情報の伝達

市は、災害発生時において、防災行政無線、緊急速報メール及び災害情報メール配信サービス、地域内の連絡網、市広報車等のあらゆる手段を活用し、避難行動要支援者に迅速かつ確実に情報が提供されるよう体制の整備に努める。特に、民生委員、自治会長、町内会長等は、避難行動要支援者情報を基に避難情報等が伝達できるよう地域内の体制整備に努めるものとする。

13 自宅療養者等に対する情報共有等

県の保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局（市の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

第3 帰宅困難者支援

……………第2編 一般災害対策編 第2章 第5節 第3（P59）に準ずる。

第4 避難生活等

1 指定避難所の運営管理

市は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるとともに、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。

指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

2 要配慮者対策

(1) 避難所生活に関する環境の整備

市は、指定避難所の開設・運営に当たり、民生委員、福祉関係者、自主防災組織等と連携し協力を得ながら、要配慮者に配慮した適切な対応を行うため、次の環境整備に努める。

- ア 指定避難所となる施設については、バリアフリー化やユニバーサルデザイン等に努めるほか、要配慮者に配慮した生活用品や食料について、あらかじめ備蓄しておくよう努める。
- イ 一般の指定避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、高齢者福祉施設用の指定避難所のほか、介護保険施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定し、必要数を確保するよう努める。
- ウ 必要に応じて指定避難所に介助員等を配置する等、要配慮者の日常生活を支援するとともに、必要な福祉・医療サービスが提供されるよう配慮する。
- エ 高齢者等避難により早めに避難する避難行動要支援者を受け入れられるよう、必要と認められる場合の高齢者福祉施設用の指定避難所や福祉避難所の早急な設置や避難誘導等、体制整備に努める。
- オ 震災時には、避難施設において避難生活を共にする避難者同士の相互扶助の体制づくりに努める。
- カ 指定避難所における避難者への情報伝達に当たり、視聴覚等に障がいがあるものに対する十分な配慮を行うことができるよう、掲示板の配備等、その設備の整備に努める。
- キ 指定避難所での生活が困難な高齢者、障がい者等については、高齢者福祉施設用の指定避難所や、公営住宅及び社会福祉施設等への一時的な収容、移送等を行う必要があるため、搬送体制の整備に努める。

(2) 介護保険事業者及び社会福祉施設等における体制の整備

介護保険事業者及び社会福祉施設管理者は、災害の発生に備え、以下のとおり体制の整備に努める。

- ア 市及び防災関係機関等と調整し、災害時における防災組織体制の整備を図るとともに、自治会・町内会、自主防災組織等地域住民との協調体制の確立に努める。
- イ 施設・設備の耐震性の確保を図るとともに、市、警察、消防、医療機関その他の防災関係機関との緊急連絡体制の確立に努めるものとする。
- ウ 生活必需物資及び常備薬等の確保に留意するものとする。
- エ 施設等の職員や入所者等が、災害時において適切な行動をとるため、防災教育の実施、施設の周辺環境や建築構造及び入所者の実情に応じた防災訓練の実施に努める。

3 指定避難所以外の場所に滞在する被災者への支援

市は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対して、食料等必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保を図られるよう、必要な体制の整備に努める。

また、市は、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても、必要な情報が確実に伝達できるよう体制の整備を図る。

4 女性の視点から捉えた避難者対策

女性は、災害時に被害を受けやすい、不便な生活環境のもとでの家事や育児等の家庭的責任に対する負担が女性に集中する、支援する側に女性の担当者が少ないこと等の問題が明らかになっており、女性に配慮した支援が必要である。そのため、避難所生活が長期になる場合の女性の避難者対策として下記の対策を実施する。

- (1) 指定避難所への女性職員（相談員）を配置し、相談窓口を設置する。
- (2) 指定避難所内に授乳室や更衣室の設置、女性専用の物干し場の設置、男女別トイレの配置等、女性のプライバシーに配慮した専用スペースを確保する。

- (3) 生理用品や女性用下着等については女性による配布を行う。
- (4) 巡回警備や防犯ブザーの配布等により、指定避難所における安全性を確保する。
- (5) 女性消防団員の拡充や、NPO等各種団体との連携強化に努め、女性避難者への支援を行う。

5 避難所運営マニュアルの周知

市は、避難所運営における地域防災計画を補完するものとして避難所運営マニュアルを作成しており、これを各指定避難所に備え付ける等、周知徹底に努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

6 指定避難所における家庭動物対策

市は、災害発生時の飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養について、飼い主の責務であり、平常時より準備に努めるよう、その啓発に努める。

7 広域一時滞在のための体制整備

市は、大規模地震発生時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、遠方の市町村との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結等、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

また、市は、広域一時滞在に際し、被災者の所在地等の情報について、市と避難先の市町村で共有する仕組みを構築するよう努める。

8 避難所における感染症対策

市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

第5 関係機関の実施範囲

……………第2編 一般災害対策編 第2章 第5節 第5（P61）に準ずる。

第6 応急仮設住宅・公営住宅供給計画

……………第2編 一般災害対策編 第2章 第5節 第6（P62）に準ずる。

第7節 防災拠点等の整備

【実施機関：総務部、二ツ井地域局】

第1 基本方針

地震災害発生時における応急措置を迅速かつ的確に実施するため、防災拠点や救援物資の集積拠点、備蓄倉庫等、地域の防災拠点となる施設等の整備が重要である。

そのため、市は、「道の駅ふたつ」を広域避難地（広域応援隊の進入拠点）として位置づけるとともに、地域の防災拠点となる施設等の耐震診断及び防災点検等を実施し、地震防災上必要な改修、補強等を計画的に推進する。

第2 防災拠点代替施設の指定

……………第2編 一般災害対策編 第2章 第6節 第2（P63）に準ずる。

第3 県による広域防災拠点の指定等

……………第2編 一般災害対策編 第2章 第6節 第3（P63）に準ずる。

第4 地域防災拠点等の整備

市は、地域における災害環境を把握のうえ、防災上重要な施設について、計画的な耐震診断、防災点検等を実施し、その結果をもとに防災上必要な補修、改修その他の必要な対策を講ずる。

1 地域防災拠点施設の整備

……………第2編 一般災害対策編 第2章 第6節 第4 1（P64）に準ずる。

2 備蓄倉庫の整備

……………第2編 一般災害対策編 第2章 第6節 第4 2（P64）に準ずる。

3 ベースキャンプの整備等

……………第2編 一般災害対策編 第2章 第6節 第4 3（P64）に準ずる。

4 二次物資集積拠点の整備等

……………第2編 一般災害対策編 第2章 第6節 第4 4（P64）に準ずる。

第8節 備蓄体制の整備

【実施機関：総務部、環境産業部、都市整備部】

第1 基本方針

災害が発生した直後の市民の生活を維持するため、市及び防災関係機関、市民や自主防災組織、事業所等は、食料や生活必需品等の必要な物資を備蓄する必要がある。

市は、市民や自主防災組織、事業所等に対し、「自らの命は自らで守る。自らの地域はみんなで守る。」という自助・共助の考え方を基本に、平常時から、災害時に必要な物資を備蓄するよう働きかけるとともに、市民の生命や財産を守るため、災害発生直後から被災者に対して必要な物資等を円滑に供給できるよう、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識のもと、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、公助による円滑な物資供給の体制整備に努める。

第2 現況

……………第2編 一般災害対策編 第2章 第7節 第2 (P66) に準ずる。

第3 計画の前提とする想定地震

……………第2編 一般災害対策編 第2章 第7節 第3 (P66) に準ずる。

第4 備蓄に関する役割分担

……………第2編 一般災害対策編 第2章 第7節 第4 (P66) に準ずる。

第5 県と市町村との共同備蓄品目と備蓄目標

……………第2編 一般災害対策編 第2章 第7節 第5 (P67) に準ずる。

第6 市民・事業所等の備蓄に関する意識啓発

……………第2編 一般災害対策編 第2章 第7節 第6 (P68) に準ずる。

第7 流通備蓄による調達体制の整備

……………第2編 一般災害対策編 第2章 第7節 第7 (P68) に準ずる。

第8 水道水の給水体制の整備

……………第2編 一般災害対策編 第2章 第7節 第8 (P68) に準ずる。

第9 備蓄倉庫の整備等

……………第2編 一般災害対策編 第2章 第7節 第9 (P68) に準ずる。

第10 緊急調達体制の整備

……………第2編 一般災害対策編 第2章 第7節 第10 (P68) に準ずる。

第9節 通信施設の整備

【実施機関：総務部、防災関係機関】

第1 基本方針

災害時における通信の確保は、防災活動上極めて重要である。

市及び防災関係機関は、災害から通信施設を防護するために、保有する施設の改善と保守体制の強化に努めるとともに、防災関係機関相互の通信確保を図る。

第2 通信施設

災害時の通信の基本となる防災行政無線等の無線通信に加えて、災害時にとりかわされる多種多様な情報を扱うため、様々な情報通信手段を活用したネットワークを形成する必要がある。

1 現況

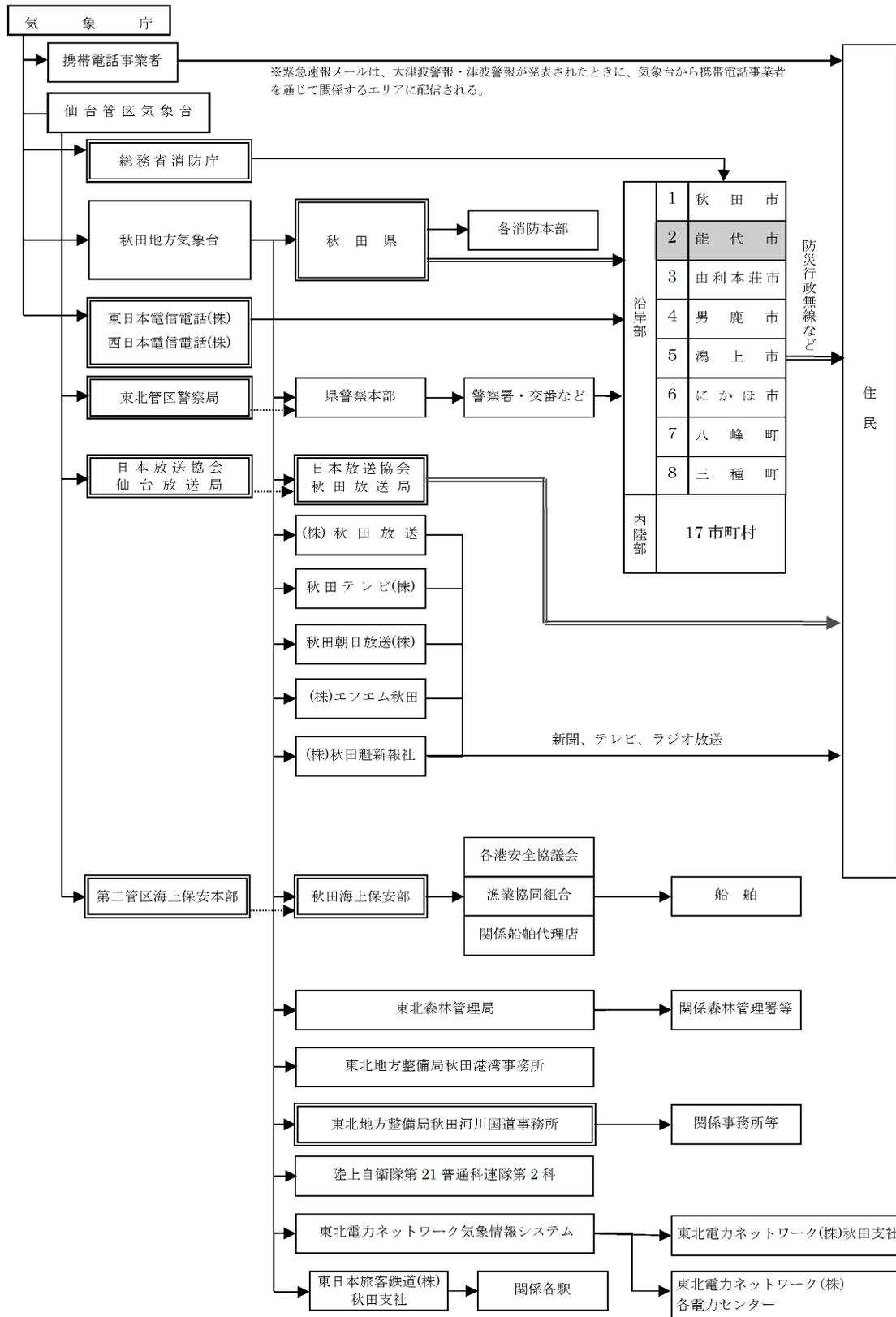
市において災害時に情報収集、または情報連絡に使用する通信施設の現況は、次のとおりである。

(1) 能代市防災行政無線施設

防災行政無線（固定系）	
親局	能代市役所
子局	能代地域 113局・二ツ井地域 50局
中継局	七折山
簡易中継局	能代市文化会館
遠隔制御局	3局
	二ツ井町庁舎
	能代山本広域市町村圏組合消防本部
	二ツ井消防署

(2) 秋田県総合防災情報システム

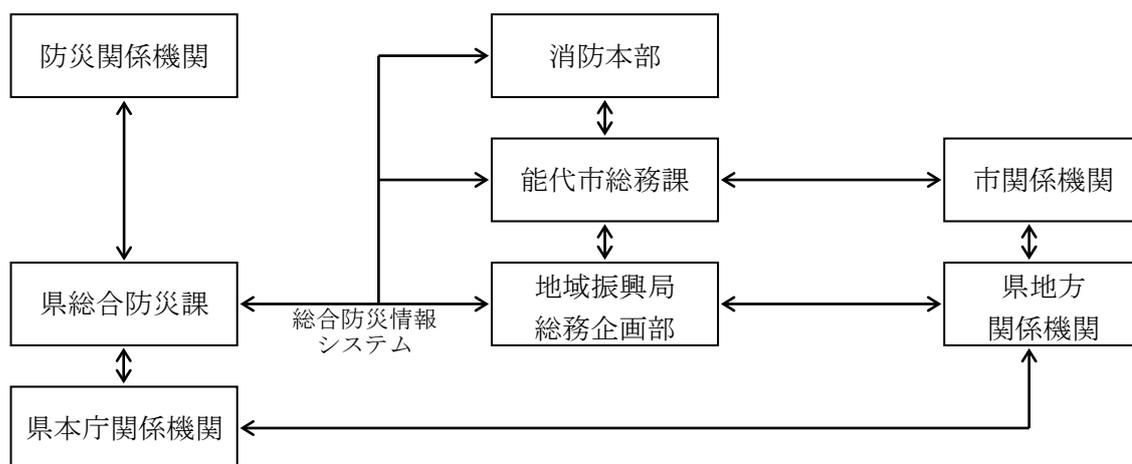
県（災害対策本部室）を統制局に、市本庁舎、山本地域振興局、能代港湾事務所、消防本部等を光ファイバー通信で接続し、バックアップ回線として衛星携帯電話を使用する防災情報システムである。



(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先機関。

(注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知若しくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

(資料：「秋田県地域防災計画 令和4年3月修正」に加筆修正)
地震・津波情報、津波予報の収集・伝達図



災害に関する情報の連絡系統図

(3) 情報集約配信システム

市と県デジタル政策推進課をL G-WAN回線（総合行政ネットワーク：地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワーク）で接続し、情報の集約と共有を図るシステムである。情報集約配信システムに入力した災害情報は、県内市町村及び県庁各機関の間で共有できるほか、テレビ・ラジオ・新聞、携帯電話事業者、インターネットポータルサイト、ツイッター・フェイスブック等への配信を行うことができる。

(4) 消防・救急無線施設

無線設備については、消防本部及び消防署・出張所並びに消防車両等に設置されており、内部及び相互の通信連絡は移動局をもって構成し、各種災害に迅速に対処できる体制が整備されている。

2 対策

市は、以下のとおり、災害時の情報伝達に必要な通信施設の整備に努める。

(1) 防災行政無線の整備

- ア 災害時における各種情報の伝達及び被害状況の把握を確実にできるよう常に点検を行い、機能の維持に努める。
- イ 防災行政無線テレホンサービスや防災情報メール等の普及を図る。

(2) 秋田県総合防災情報システム及び情報集約配信システムの活用

平常時から、当該システムを使用することにより、災害時に的確に使用できるよう努める。

(3) 消防無線の整備

消防無線には周波数別に、活動波、主運用波、統制波がある。

(4) 災害時優先電話等

平常時から関係機関との円滑な調整に努め、特に災害時の優先電話の指定をN T Tに要請し、災害時の通信を確保する。

(5) 情報通信設備の耐震化

情報通信設備の耐震化対策を十分に行い、災害時の機能確保に留意するものとする。

ア バックアップ化

通信の中核機器や幹線が被災した場合でも通信が確保できるよう、通信回線の多ルート化、制御装置の二重化等に努める。

イ 非常用電源の確保

地震時の停電に備え、バッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備・点検に努める。

ウ 耐震性、免震化

通信設備全体に関して、強い地震動に耐えられるような耐震措置を行うとともに、特に重要な設備に対しては免震措置を施すよう努める。

(6) 通信機器の使用訓練の実施

災害時に迅速かつ的確に通信機器を使用するため、定期的に行う使用訓練を実施する。

第3 警察無線施設

……………第2編 一般災害対策編 第2章 第8節 第3 (P72) に準ずる。

第4 その他の通信施設

……………第2編 一般災害対策編 第2章 第8節 第4 (P73) に準ずる。

第10節 河川施設、ため池施設の地震対策

【実施機関：総務部、農林水産部、都市整備部、消防本部】

第1 基本方針

地震の発生によって、河川、ため池等の施設が決壊し、または破損した場合、市民の生命、身体、財産等に大きな被害をもたらすことが予想される。

そのため、市は、能代市水防計画に基づいて水防要員の確保と水防資器材の備蓄に努めるほか、未改修河川の整備促進を図る。また、ホームページによる情報提供等を行い、円滑・迅速な避難の確保に努める。

第2 河川施設

1 現況

本市には、一級河川の米代川が市域のほぼ中央部を東西に流れており、支流として阿仁川、藤琴川、比井野川、内川、種梅川、天内川、常盤川、久喜沢川、桧山川、悪土川があるほか、二級河川の竹生川、準用河川として檜山川運河がある。

河川施設の地震による被害としては、河川堤防の亀裂、沈下、法面崩壊及び護岸、水門、橋梁等のコンクリート構造物の亀裂、沈下が予想され、特に増水時等に地震が発生した場合には、堤防が決壊するおそれがある。

2 対策

- (1) 現在改修実施中の河川については早期完成を図るとともに、重要度の高い河川については、耐震性を考慮した河川施設の整備に努める。また、国や県の管理河川については、関係機関に要望し、その早期実現を期する。
- (2) 河川、堤防等の河川施設については、堤防の決壊防止を図るため、河川巡視員によるパトロール等を実施し、安全管理に努める。
- (3) 水防倉庫の整備を図り、必要な資器材を備蓄する。

第3 ため池施設

1 現況

農業用ため池は、その多くは築造された年代が古く、老朽化が進行しているほか、農業従事者の高齢化や担い手不足により管理能力が低下しているものも見受けられる。

地震、台風や豪雨等によりため池が決壊した場合には、農業用水供給源としての機能の停止や下流域の住民・住家等に大きな被害が予測されるため、平成25～26年度に実施した一斉点検結果に基づき、防災重点ため池を中心に、次の対策を実施する。

2 対策

- (1) 県及び市は、地震や豪雨による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知、耐震化や統廃合などを推進する。
- (2) 防災重点ため池のうち過去に被災したため池に類似するため池については、詳細な調査

を順次実施し、決壊するおそれがあると判断されたものは、貯水量の制限、監視体制の強化、防災訓練、災害学習等の減災対策を実施するほか、必要に応じて補修・補強工事の実施を指導する。

- (3) 施設の管理者は、定期的に施設の安全点検を行い、出水期に備えた管理施設の点検整備を行う。
- (4) 老朽化したため池についても、農村地域防災減災事業等の制度を活用し、計画的な補強・補修に努める。

第11節 火災の防止

【実施機関：総務部、都市整備部、消防本部】

第1 基本方針

関東大震災の死亡者の9割弱が火災を原因とするものであり、大規模地震が発生した場合、現在でも市街地で同時に多発する火災による二次災害の危険性は高い。

このため、市及び消防機関等は、地震火災発生の未然防止と延焼被害の軽減を図るため、消防力の強化及び充実に努めるとともに、防火思想の普及及び予防査察の実施等、必要な予防対策を推進する。

第2 出火防止と初期消火

1 現況

市及び消防機関は、県と一体となって、消防力の充実強化と火災予防組合等の組織化及び市民に対する防火思想の普及等、火災の未然防止に努めている。

特に、耐震安全装置付火気使用設備器具、住宅用火災警報器等の普及と消火器、消火用バケツの備付け、水の汲み置き等について指導に努めている。

2 対策

市及び消防機関は、県と連携して、次の対策を推進する。

(1) 消防力の強化

消防職員及び団員の充足を図るとともに、地震防災緊急事業五箇年計画等を活用し、消防施設及び資機材を整備して消防力を強化する。特に震災時における交通途絶等を考慮し、耐震性貯水槽、防火水槽、小型動力ポンプ及び消火器等の整備に努める。

(2) 燃焼器具等の管理指導

地震発生時における石油、ガス等の燃焼器具、電気器具、石油類及び発火性薬品等の管理と適正な使用方法について、指導に努める。

(3) 防火思想の普及

防災関係機関、関係団体と協力して、市民に対する防火思想の普及徹底を図る。

(4) 出火防止及び初期消火の周知徹底

市民や自主防災組織に対して、地震発生直後の出火防止、初期消火について周知徹底を図るとともに、各家庭に消火器、消火用バケツの備え付けと初期消火技術の向上について指導に努める。

(5) 火災予防条例等の普及徹底

市民に対し、火災予防条例等火災予防に関する規則の普及の徹底や、住宅用火災警報器の設置促進を図る。

第3 火災延焼拡大の防止

1 現況

地震時の火災の延焼拡大を防止するために、消防力の強化、消防計画の整備及び建築物の不燃化等を実施している。

2 対策

消防機関は、次の対策を推進する。

(1) 予防査察の実施

消防長または消防署長は、平常時から査察等対象施設への立入り等、予防査察等を実施して震災時の対応について現場指導する。

(2) 自主防災組織の育成

自治会・町内会等の自主防災組織の結成が推進されるよう、その必要性について普及啓発に努め、組織的な初期消火能力の向上を図る。

第4 消防水利の整備

1 現況

地震発生時には、水道施設の損壊等による消火栓の断水・機能低下や、道路・建物等の損壊による消防用自動車の通行障害等が発生し、消防活動が制約されることが予想される。このため、平常時から自然水利等の状況を確認し使用に備えるとともに、地震防災緊急事業五箇年計画等を活用し、耐震性貯水槽並びに防火水槽等消防水利の整備を計画的に実施している。

2 対策

(1) 耐震性貯水槽、防火水槽の設置に当たっては、木造家屋の密集地、避難場所（指定緊急避難場所及び指定避難所）及び避難路の周辺等を優先的に整備する。

(2) 防火水槽の構造は耐震性とする。

(3) 老朽化した防火水槽の改修及び解体を行う。

(4) 消防水利確保のため、上水道消火栓の整備を行う。

(5) 自然水利、プール等を効率的に利用する。

第12節 危険物施設等の安全確保

【実施機関：消防本部、防災関係機関】

第1 基本方針

危険物施設等の地震による被害や二次災害の発生は、有害物の漏洩等により環境にも大きな影響を与え、被害が拡大する可能性がある。

そのため、消防本部、防災関係機関及び関係事業所は、施設の耐震性能の向上、安全規則の遵守等の適正な施設の管理、防災資機材の整備、教育訓練の徹底、自衛消防組織等の保安体制の確立・強化に努め、危険物施設等の安全確保を図る。

また、市は、消防本部及び防災関係機関と密接な連携を保ち、地震による被害及び二次災害の発生、並びに被害の拡大防止に努める。

第2 危険物（石油類等発火性、引火性のあるもの）

……………第2編 一般災害対策編 第2章 第12節 第2（P84）に準ずる。

第3 火薬類

……………第2編 一般災害対策編 第2章 第12節 第3（P84）に準ずる。

第4 高圧ガス

……………第2編 一般災害対策編 第2章 第12節 第4（P85）に準ずる。

第5 都市ガス

……………第2編 一般災害対策編 第2章 第12節 第5（P85）に準ずる。

第6 LPガス

……………第2編 一般災害対策編 第2章 第12節 第6（P86）に準ずる。

第7 毒物・劇物

……………第2編 一般災害対策編 第2章 第12節 第7（P87）に準ずる。

第13節 危険物等積載運搬車両の災害予防

【実施機関：消防本部、防災関係機関】

第1 基本方針

危険物、火薬類、高圧ガス、LPガス及び毒物・劇物等の危険物等の運搬は、危険物等積載運搬車両による陸上輸送が多く、全国では、毎年、危険物運搬中の事故も発生している。特に、大規模地震が発生した際には、危険物等積載運搬車両の事故は大規模で重大な事故となる可能性がある。

このような危険物等積載運搬車両に関する事故災害を予防するため、消防機関及び防災関係機関は、相互に連携し、運転者や事業所に対する啓発、予防措置の指導等に努めるとともに、発災時の連携体制を確保する。

第2 対策

……………第2編 一般災害対策編 第2章 第21節 第4 (P130) に準ずる。

第14節 建築物等の災害予防

【実施機関：各部局、消防機関、山本地域振興局建設部】

第1 基本方針

地震による建築物等の倒壊、損壊等の被害の発生は、そこに住んでいる人や利用している人にも人的被害が生じる可能性がある。また、延焼や倒壊等により、その周辺の建築物等にも被害が生じたり、沿道の建築物に被害が生じた場合は、道路交通への影響も懸念される。

そのため、市は、「能代市耐震改修促進計画（平成28年3月一部改定）」に基づき、優先的に耐震化に着手すべき建築物及び重点的に耐震化すべき区域（1次・2次・3次緊急輸送道路の沿道の区域）を中心に、建築物等の耐震化や耐火、不燃化の促進を図る。また、地震防災マップの普及・啓発に努め、一般建築物の耐震化を促進する。

第2 公共施設等

1 現況

公共建築物のうち、主要な施設は、災害発生時における避難、救護、復旧対策等の防災活動等の拠点となるものであり、耐震性及び不燃化の強化が必要である。

学校施設については、耐震診断を実施し、必要な施設については耐震改修を実施済みである。

2 対策

市は、「公共施設等総合管理計画」を策定し、その中において施設類型ごとの管理に関する基本的な方針を定め、以下の対策を推進する。

（1）市施設

市が所管する主な施設は、防災活動上重要な拠点となることを考慮して、その施設の管理者が施設の耐震診断、点検を実施するとともに、必要な耐震補強・改修及び耐火・不燃化等を行うよう努める。また、天井の仕上げ材等の非構造部材についても、耐震性の確保を図るため、各種の点検を実施し、必要な改修等を行う。

（2）学校施設

学校施設については、文部科学省の指針に基づく非構造部材の定期的な点検を実施するとともに、異状箇所について、改修・改善を図る。

（3）市営住宅

市は、公営住宅等長寿命化計画等を策定し、市営住宅の計画的な建替や維持保全の推進を図る。

第3 一般の建築物

1 現況

建築関係法令等の遵守により、建築物及び特定工作物等の安全性は高い水準に達しつつあるが、建築基準法の耐震規定の改正以前に建設されたものについては、耐震診断結果に応じた改修の必要がある。

また、空家等の適切な管理に関し必要な事項を定めることにより、空家等が放置され管理不全な状態となることを防止し、市民及び地域の安全・安心の確保並びに生活環境の保全を図ることを目的として、市は、「能代市空家等の適切な管理に関する条例（平成26年4月4月施行、平成28年9月一部改正）」を施行している。平成30年3月には住民の安全安心な生活環境の保全や空家等の有効活用などの対策に取り組むことを目的として「能代市空家等対策計画」を策定した。

2 対策

市は、消防本部及び防災関係機関と連携して、以下の対策を推進する。

(1) 建築物の耐震化の促進

百貨店、ホテル、劇場など地震による倒壊等、被災時の影響が大きい建築物及び災害応急対策の拠点となる庁舎、避難場所に指定されている体育館等の防災拠点施設について、耐震診断・改修及び天井脱落防止対策等非構造部材の耐震対策等の実施を指導し、耐震性の確保に努める。

(2) 住宅等の地震・防火対策

- ア 市民からの地震対策に関する一般的な相談には、山本地域振興局建設部が当たる。
この際、パンフレット、リーフレット等を活用して、住宅等の地震対策について指導する。
- イ 市民が耐震化に関する相談や簡易な耐震診断法の説明を受けられる耐震相談窓口を設置し、パンフレットの配布や融資制度に関する情報提供等を行う。
- ウ 老朽木造住宅や宅地の震災性等について、診断及び補強方法等を指導する。指導に当たっては建築技術者及び関係団体等の組織を活用する。
- エ 建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識し、地震防災対策に積極的に取り組むため、発生のおそれのある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地震防災マップの周知を図る。
- オ 耐震改修工事とリフォーム工事を同時に行うことにより、別々に行うより安価・短期間で行うことができるメリットがあることから、本市の相談窓口において、耐震改修情報の提供に努める。
- カ 防火地域及び準防火地域を中心として、耐火・簡易耐火・防火構造等への建築物の建替の促進を図る。
- キ 密集住宅地等における防災機能の向上を推進する。
- ク 市民に対し、「能代市空き家等の適正管理に関する条例」を周知し、空き家の適正な管理を推進する。

(3) 特殊建築物、昇降機の地震対策

- ア 指定された用途で一定規模以上の特殊建築物及びエレベーター、エスカレーター等の昇降機について、定期報告制度及び維持保全計画の作成等、その徹底を図り、維持保全に対する認識の向上に努める。
- イ 建築物の防災性能の保持及び既設エレベーターの耐震改善等、防災上必要な指導、勧告を行う。

(4) 落下物対策

窓ガラス、外装材、屋外広告物等の落下物による災害を未然に防止するため、市街地の道沿いにある3階以上の建築物を調査し、改修指導を行って安全を図る。

また、大規模空間を持つ建築物については、その所有者に対し、天井落下防止のため、

日頃の点検の重要性を継続的に啓発していく。

第4 建築物のアスベスト飛散防止

1 現況

災害によって被害等を受けた建築物に起因するアスベストの周囲への飛散を防止する必要がある。

2 対策

県は、環境省水・大気環境局大気環境課が定める「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」等に基づき、情報収集・伝達体制及び応急措置体制の整備を図る。

第5 ブロック塀、石塀等

1 現況

ブロック塀等の安全性については、建築基準法施行令等に基づいて審査、指導等を行い、耐震性の確保を図っているが、既存のものについては、地震に対して脆弱である。

2 対策

- (1) 既存のブロック塀に対する耐震補強等の必要性について、所有者等に指導する。
- (2) 関係業界に対して適正な設計、施工を指導し、倒壊による災害を防止する。
- (3) ホームページにパンフレット等を掲載する等、所有者等に改善を促すよう、日頃からの点検を含めて啓発する。

第6 家具等の転倒防止

1 現況

地震によって家具、冷蔵庫、テレビ等が移動、転倒し、また柱や壁に掛けられた時計、額縁、装飾品等が落下して、人的被害や火災発生の原因となるおそれがあることから、市は防災関係機関と連携し、市民に対して啓発を進めている。

2 対策

- 市は、市民に対して、更なる啓発を進めていく。
- (1) 家具類等は、固定金具、転倒防止金具、テープ等で固定、連結して転倒を防止する。
 - (2) ピアノや電気製品等はキャスタ、または金具で移動を防止する。
 - (3) 食器類の破損・落下による負傷を防止するため、収納方法や落下防止対策について普及啓発に努める。
 - (4) 事業所に対して、コピー機や書棚等オフィス家具の転倒・移動防止対策の啓発を図る。

第7 宅地の災害防止

1 現況

大規模地震等により、造成宅地において崖崩れや土砂の流出による大きな被害の発生が懸念されるため、宅地の安全確保を図る対策を推進していく必要がある。

2 対策

市は、新規の開発行為に伴う宅地等の造成について申請があった際には、都市計画法を始めとした各種基準に基づき、当該開発計画の是非について判断する。なお、開発事業者は、開発行為に伴う土工量や、現地における地質や地下水位状況等を勘察し、当該開発計画について土質力学上の安全性を確認するよう努めるものとする。

市は、県と連携して、既存の宅地については、擁壁や排水施設等の保全管理が常時適正に確保されるように、日頃から地滑りや崖崩れの兆候の早期発見に努めるよう、所有者、管理者等に対してその旨注意喚起する。

第8 エレベーターの閉じ込め防止対策

地震時におけるエレベーターの閉じ込め等を防止するため、初期微動を感知して最寄りの階に停止し、ドアを開放する装置等の地震対策がなされていないエレベーターの所有者等に対し、その重要性を啓発していく。

第9 液状化対策等

県及び市は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに、宅地の安全性の把握及び宅地の耐震化を実施するよう努めるものとする。

第10 リ災証明書の発行体制の整備

……………第2編 一般災害対策編 第2章 第13節 第5（P89）に準ずる。

第15節 土砂災害の防止

【実施機関：総務部、環境産業部、都市整備部、米代西部森林管理署、山本地域振興局建設部】

第1 基本方針

地震による土砂災害を未然に防止するには、その土地の地盤、地形を十分に理解し、その土地に適した土地利用を行う必要がある。また、災害危険度の高い場所については、災害防除のための対策を実施して、市民の生命、財産の保全に努めることが重要である。

このため、市は、地すべり、崖崩れ、土石流、山腹崩壊等の土砂災害の発生のおそれのある箇所の実態を把握し、避難体制の確立を図る。

また、県に対しては、土砂災害警戒区域ならびに土砂災害特別警戒区域の指定促進を要望していく。

第2 地すべり

……………第2編 一般災害対策編 第2章 第14節 第2 (P91) に準ずる。

第3 急傾斜地

……………第2編 一般災害対策編 第2章 第14節 第3 (P92) に準ずる。

第4 土石流

1 現況

土石流とは、山腹が崩壊して生じた土石等、または溪流の土石等が、長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流される自然現象である。

当市では、土石流危険溪流地域として68箇所（ランクⅠ：38溪流、ランクⅡ：30溪流）が存在している（令和3年3月現在）。（「資料編19-5 土石流危険溪流」参照）

土石流危険溪流の区分と内容

区 分	内 容
土石流危険溪流（Ⅰ）	保全人家5戸以上、または、保全人家が5戸未満であっても官公署、学校、病院、駅、発電所等のある場所に流入する溪流
土石流危険溪流（Ⅱ）	保全人家戸数が1～4戸以上、5戸未満の場所に流入する溪流

2 対策

(1) 現在工事中の箇所については、早期完成を図るとともに、要配慮者利用施設や公共施設等を保全する箇所の重点的な事業推進に努める。

(2) 住民等への情報提供を図るとともに、警戒・避難体制の確立を支援する。

第5 山地

1 現況

秋田県では、急峻な地形と脆弱な地質のため、融雪・大雨等による山地崩壊が発生している。また、地震時には、揺れによって山地崩壊が発生したり、地盤が緩み、その後の雨によって山地崩壊が発生するおそれがある。

崩壊した土砂は、土石流となって下流に被害を与えるおそれがあり、それを予防するため、県は、保安林機能の向上及び各種事業の推進に努めている。

市の山腹崩壊危険地区は110地区、崩壊土砂流出危険地区は189地区である（令和3年3月現在）。（「資料編19-6 山地」参照）

2 対策

県では、地震等に起因する災害の発生、水需要の増大に伴う森林整備の必要性、良好な生活環境、自然環境への要望の高まり等に対応するため、平成25年4月から令和5年3月を計画期間とする米代川計画区の地域森林計画を策定しており、これを基にした治山事業の緊急かつ計画的な実施を促進する。

(1) 災害に強い地域づくり

ア 地震に基因する山地災害に応じた予防対策を推進する。

イ 人家集中地区、重要なライフラインが存在する地区等について警戒避難に資するための対策を含め、重点的な治山事業を実施する。

ウ 治山事業施工地区等の適切な維持管理を推進する。

(2) 水源地域の機能強化

ア 水源の確保を図るため、複層林等の非皆伐林と渓流水を地中に浸透させる治山ダム等の水土保持施設の一体的な整備を、計画的かつ効果的に推進する。

イ ダム等の水源地域の森林について、林床植生の生育促進等を含めた土砂流出防止対策を推進する。

ウ 森林と溪流・湧水等が一体となって、良質な水の供給や美しい景観の形成に資するよう、溪畔林の造成等を積極的に実施する。

第6 雪崩

1 現況

市の雪崩危険箇所は71箇所（東北森林管理局所管のなだれ危険箇所3箇所、県河川砂防課所管68箇所）、雪崩危険地区は11地区であり、特に地震によって大きな雪崩が発生するおそれがある。このため雪崩による住家の破壊、道路の途絶等においては、過去に被害がなくとも警戒を必要とする。（「資料編19-7 雪崩危険箇所」参照）

2 対策

(1) 市は、雪崩危険箇所周辺の集落及び道路において、地震が発生した場合、直ちに警戒及び避難できる体制を確立する。

(2) 雪崩危険箇所については、所管毎に雪崩防止のための対策事業を計画的に推進する。

第7 土砂災害警戒情報

……………第2編 一般災害対策編 第2章 第14節 第6 (P94) に準ずる。

第8 土砂災害警戒区域等

……………第2編 一般災害対策編 第2章 第14節 第7 (P96) に準ずる。

第9 災害危険区域からの住宅移転

……………第2編 一般災害対策編 第2章 第14節 第8 (P97) に準ずる。

第16節 公共施設の災害対策

【実施機関：都市整備部、防災関係機関】

第1 基本方針

上下水道、電力、電信電話、ガス、道路・橋梁、鉄道、社会公共施設等の公共施設は、市民の日常生活や社会経済活動上、非常に重要な役割を担っている。また、これらの施設の被災は、市及び防災関係機関の災害発生時の緊急対策及び応急対策等全般に重大な支障を及ぼすため、早期の応急復旧が求められる。

そのため、市及びこれらの施設管理者は、各施設の維持管理体制を強化するとともに、計画的に施設の耐震化に努め、関係機関が連携を図りながら施設災害の防護を図る。

第2 水道施設

1 現況

水道施設は、取水から末端給水に至るまで、広範囲にわたっている。水道に関する構造物の安全性は比較的高いのにに対し、管路は災害に対し脆弱である。

2 対策

市は、以下のとおり、水道施設に関する地震対策を推進する。

(1) 施設（取水、導水、浄水、送水、配水）の防災性の強化

ア 水道施設の保守、更新を行い、耐震性の向上を図る。

イ 配水施設については、経年管の取替を進め、管路の耐震性強化を図る。

ウ 水道施設の建設に際しては、地震災害や液状化被害を受け難い地形、地質及び地盤の地区を候補地とし、各施設の設計に当たっては、耐震性の高い構造とする。

(2) 応急給水体制と資機材の整備

ア 災害により被害を受けた場合、市民が必要とする最小限の飲料水を確保するため応急給水の実施体制を整備する。

イ 応急給水活動に必要な給水車、給水タンク、ポリエチレン容器等の整備に努める。

(3) 災害時の協力体制の確立

ア 市長は、飲料水の供給あるいは施設の復旧が困難な場合は、日本水道協会秋田県支部が定める「水道施設の災害に伴う相互応援計画要綱」に基づき、応援を要請する。

イ 「水道施設の災害に伴う相互応援計画要綱」によっても処理できない場合は、自衛隊に応援を要請する。

ウ なお、市は、災害時の水道の復旧作業の協力体制を確保するため、能代山本水道管工事協同組合と、大規模災害時等における水道の復旧等の応援体制等に関する協定を締結している。

第3 下水道施設

1 現況

本市の下水道は、水洗トイレによる生活環境の改善、降雨時の浸水防止、河川等の公共用

水域の水質保全等において市民の日常生活に欠くことのできない施設であり、快適で衛生的な都市環境を創造するためには必要不可欠な施設である。また、ポンプ場及び処理場の根幹的施設は耐火、耐震、耐食等の対処がなされているが、管路は地震に対して脆弱である。また、下水道区域以外の地域では合併処理浄化槽による整備を推進しているが、地震に対しては脆弱である。

2 対策

市は、以下のとおり、下水道施設に関する地震対策を推進する。

(1) 管路施設

- ア 液状化しやすい地区や埋戻し土が液状化するおそれのある箇所の管渠のうち「重要な幹線等」を重点に液状化対策を実施する。
- イ 新たに管渠を布設する場合は、保持すべき「流下機能を確保できる性能」を確保する。特に、地盤の悪い場所における管渠には、マンホールと管渠の接合部等への可撓性継手等の使用や埋戻し時に液状化対策等を実施する。
- ウ マンホールについては、液状化による浮き上がり等の防止策を講じる。

(2) ポンプ場、処理場

- ア 市は、電気設備、機械設備をはじめ、施設全般の保守点検に努め、機能保全のための対策を行う。
- イ ポンプ場及び終末処理場と管渠の連結箇所は、破損しやすいため、老朽化した箇所は速やかに補強する。
- ウ 管渠、ポンプ場及び終末処理場の耐震・耐津波対策に当たっては、「下水道の地震対策マニュアル」及び「下水道施設の耐震対策指針と解説」に基づいて行う。

(3) 合併処理浄化槽

- ア 施設の安全性の強化
 - (ア) 過去に発生した地震による被害の実態等を考慮して、設計に当たっては十分安全な構造とする。
 - (イ) 地震による不等沈下や地すべり等のおそれのある軟弱地盤に浄化槽を設置しなければならない場合は、基礎を補強する等の被害防止対策を講ずる。
- イ 施設の予防点検
 - 定期的に施設の点検を実施する。

(4) 施設の液状化対策の推進

- 地域特性及び地盤を調査し、液状化の可能性のある場合は、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策を適切に実施する。
- また、液状化が発生した場合においても、施設の被害を防止する対策を適切に実施する。

(5) 維持管理による機能の確保

- 市は、下水道及び浄化槽台帳の整理、保管に万全を期すとともに、下水道施設を定期的に点検し、施設及び機能状態の把握に努める。

(6) 防災体制の確立

- 市は、災害発生時の資源に制約がある状況下においても、適切な業務執行を行うため、事業継続計画（BCP）を策定し、災害時の業務継続性を高める。
- 事業継続計画（BCP）の策定に当たっては、「下水道BCP策定マニュアル」に基づいて行う。

第4 電力施設・設備

1 現況

当市で消費する電力のほとんどは、県内の各発電所からの供給によるものである。電力施設・設備を地震災害から予防するため、電力施設の耐震性の強化、被害軽減のための諸施策の実施応急復旧に必要な体制の整備に努めている。

2 対策

東北電力ネットワーク株式会社は、以下のとおり対策を推進する。

(1) 設備の耐震性の強化

- ア 過去に発生した地震被害の事態等を考慮して、各施設の被害防止対策を講ずる。
- イ 地震による不等沈下や、地すべり等のおそれのある軟弱地域にある設備の基礎を補強する。
- ウ 新たに施設、設備を建設する場合は軟弱地域を避ける。

(2) 電力施設予防点検

定期的に電力施設の巡視点検を実施する。

(3) 災害復旧体制の確立

- ア 情報連絡体制を確保する。
- イ 非常体制の発令と復旧要員を確保する。
- ウ 復旧資材及び輸送力を確保する。

(4) 防災訓練の実施

- ア 情報連絡、復旧計画、復旧作業等の訓練を、部門別または総合的に実施する。
- イ 各防災関係機関の実施する訓練へ参加する。

第5 電信電話施設

……………第2編 一般災害対策編 第2章 第15節 第5 (P101) に準ずる。

第6 都市ガス

……………第2編 一般災害対策編 第2章 第15節 第6 (P105) に準ずる。

第7 道路及び橋梁施設

1 現況

市における国、県、市が管理する道路は、自動車利用の拡大により年々過密化している。このため道路網の整備が急務であると同時に、災害等に対処するため計画的に進められている。

道路の地震被害は、沖積層地域では亀裂・陥没・沈下・隆起が、高盛土部では地滑り・崩壊、切土部や山裾部においては土砂崩壊、落石等が予想され、また沿岸部には液状化の発生しやすい砂丘や沖積低地がある。

橋梁については、経年及び地盤沈下等による老朽化または耐震強度不足等、落橋防止対策を必要とするものがある。

なお、市内の道路橋梁等の状況は次のとおりである。

区分	管理区分	道路延長(m)	橋梁数
国道	国	50,925	20
国道	県	8,376	3
県道	県	127,656	90
市道	市	744,172	245

(「令和2年版 能代市の統計」より)

2 対策

市及び他の道路管理者は、以下のとおり対策を推進する。

(1) 道路全体の耐震点検と対策工事（道路部及び橋梁等の施設を含む）

ア 地震に対する緊急輸送道路ネットワーク等の防災力向上を図るため、道路防災総点検結果に基づく継続的点検及び施設の整備を計画的に実施する。

イ 防災補修工事を必要とする箇所については、工法決定のための測量・地質調査・設計等を行い、その対策工事を実施する。さらに、発災時の応急対策や通行規制並びに情報収集・提供を迅速に行うために、情報連絡施設・体制等の整備を図る。これらの施設計画は、国の方針、社会の要請等に適切に対応し、順次高度化を図っていく。なお、対策の優先順位については、緊急輸送道路ネットワーク計画路線、事前通行規制区間の有無、迂回路の有無、交通量、バス路線等を総合的に勘案して決定する。

ウ 防災上重要な路線を構成する道路において、必要に応じて道路の占有の禁止または制限を実施する。また、無電柱化を促進する。

エ 狭隘道路については、拡幅整備等を推進する。

オ 災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、国は物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」として指定し、機能強化、重点支援を実施する。

(2) 道路施設等の耐震点検と対策工事

ア 道路防災総点検結果に基づく継続的点検及び対策施設の整備を、計画的に実施する。

イ 道路防災総点検（豪雨・豪雪等に起因する危険箇所）

（ア）平成8～9年度に実施

（イ）危険箇所の把握と要対策箇所の抽出

（ウ）防災カルテの作成（カルテは以後の点検結果により更新）
災害に至る要因の事前把握をする。

（エ）道路防災総点検の点検項目

落石・崩壊、岩石崩壊、地すべり、雪崩、盛土、擁壁等

(3) 橋梁等の耐震点検と対策工事

ア 最新の道路橋示方書に基づき、既設橋梁の下部工補強・沓座の拡幅・落橋防止装置の設置等の耐震対策を実施する。

また、新設橋梁も同様である。

イ 重要路線及び優先確保ルート上の橋梁において、適用耐震基準が古く、震災被害が想定される橋梁については、耐震補強を重点的に実施する。

ウ 道路パトロール等による日常点検を実施し、適正な維持管理を行う。

エ 橋梁の詳細点検

- (ア) 道路防災総点検（震災点検）を平成8～9年度に実施している。
- (イ) 平成15年から定期的な点検体制を導入し、道路橋に対する施設の諸元及び損傷を調査して、データベース化している。
- (ウ) 道路防災総点検の点検項目
橋梁、横断歩道橋、共同溝、開削トンネル、掘割道路、盛土、擁壁、ロックシェッド・スノーシェッドの8項目である。
- オ 市道については「能代市橋梁長寿命化修繕計画」に則った補修対策を推進する。

(4) トンネルの安全点検と対策工事

道路機能を確保するため、トンネル等の安全点検を行い、緊急輸送道路に指定された路線のうち補修等対策工事の必要な箇所について、特に重点的に整備を進める。

第8 鉄道施設

1 現況

地震発生時における鉄道輸送力を確保するため、各施設の耐震性の強化、被害軽減のための諸施策の実施、防災器具等の点検整備、関係職員の出動、応急復旧のための体制の整備に努めている。

2 対策

東日本旅客鉄道株式会社は、以下のとおり対策を推進する。

(1) 施設、設備の点検

耐震性を考慮した線区防災強化を推進するとともに、必要により点検を実施する。

(2) 列車防護措置

- ア 地震が発生したときは、定められた運転規制を行い、列車の安全を確保する。
- イ 乗務員には、地震の発生と同時に無線により情報を伝達する。

(3) 防災訓練及び機材の整備

必要に応じて非常招集等の防災訓練を行うとともに、必要な資機材を整備する。

(4) 情報連絡体制確保

鉄道の運転規制時における乗客等の混乱を避けるため、運行状況や復旧の見通し等の広報が行えるよう、鉄道事業者、県及び報道機関が、それぞれの機関及び機関相互間において情報収集・連絡体制の整備を図ることにより、乗客等への迅速な情報伝達を確保する。

(5) 安全確認手順等の社内体制の充実

災害発生時における安全確保のための運転規制や、早期運転再開のための安全確認手順等確立するほか、内部での情報連絡手段や関係機関との通信手段を確保する等、社内体制の充実に努める。

第9 港湾

1 現況

能代港は、昭和49年8月開港し、昭和56年5月にエネルギー政策の一環として、能代火力の発電所の立地が決定され、重要港湾に指定された。その後、港湾整備は順調に進められ、県北部の物流、産業を支える基盤として重要な役割を担ってきた。また、平成18年12月には、

総合静脈物流拠点港（リサイクルポート）に指定され、リサイクル関連貨物を取り扱う静脈物流の拠点港としての役割も担っている。

こうしたなかで、港湾区域は、市街地に近接した親水空間であり、地域住民等が港に親しむための空間の形成や、海洋レクリエーション等の役割も求められており、緑地も含めた港湾環境の早期整備が進められている。

2 対策

(1) 避難対策施設、機器の整備

ア 地震災害時の情報伝達のため、港湾工事や荷役業務等を行う各事業所に独自に無線通信機器を整備するよう指導する。

(2) 耐震強化岸壁の整備

県は、港湾計画に位置づけられている能代港の耐震岸壁については、整備の必要性を検討する。

第10 漁港及び船舶係留施設

1 現況

市内には指定された漁港はないが、秋田県北部漁業協同組合能代支所、能代市浅内漁業協同組合が存在しており能代港湾内に漁船船舶係留施設が設置されている。

2 対策

(1) 安全対策の指導

市は、漁港及び船舶係留施設の関係者に対して、地震災害時における船舶の被害を防止するため、十分注意を図るよう指導する。

(2) 耐震化の推進

県は、漁港施設について、耐震化を進める。

第11 社会福祉施設等

1 社会福祉施設

(1) 現況

市内には、要配慮者が入所または通所している社会福祉施設があり、介護や日常生活訓練を受けながら生活している。

(2) 対策

社会福祉施設の管理者は、以下のとおり対策を推進する。

ア 地震発生に際しては、入所者等へ早期周知を図ることが、被害の拡大を防止するため有効な方法であるので、職員が迅速かつ冷静に入所者への周知を図れるよう平素から訓練を実施する。

イ 施設の管理者は、自衛消防組織を編成するとともに、消防機関等の関係機関と具体的な協議を行い、施設の実態に即した消防計画を策定し、この計画に基づいて定期的に避難誘導訓練等を実施する。また、災害時の現況及び避難先等、保護者への連絡体制を整備する。

- ウ 防火管理体制については、定期的に自主点検を実施し、火災等の危険性の排除に努める。
- エ 地域住民との連携を密にして協力体制を確立し、災害が発生した場合、応援が得られるよう平素から地域住民の参加協力を得た防災訓練を実施する。
- オ 施設管理者は、自家発電装置等の非常用電源の整備に努めるものとする。
- カ 施設管理者は、施設の耐震化に努めるとともに、家具等の転倒防止対策を推進する。

2 病院等

(1) 現況

市内には、国、厚生連、医療法人等の医療施設があり、傷病者の収容及び治療並びに予防対策指導等を実施して、地域住民の健康管理を行っている。

(2) 対策

病院等施設設置者または管理者は、以下のとおり対策を推進する。

ア 医療施設の自主点検の実施

災害予防について、管理者が定期的に自主点検を実施する。

イ 避難救助体制の確立

入院患者については、日頃から病棟ごとにその状態を十分把握し、重症患者、新生児、高齢者等、自力避難することが困難な患者についての避難救助体制を確立する。特に、休日・夜間についての避難救助体制や、消防機関へ直ちに通報する体制の確立を図る。

ウ 危険物の安全管理

医療用高圧ガス、放射性同位元素等の危険物については、災害発生時における安全管理対策を講ずる。

エ 職員の防災教育及び防災訓練の徹底

万一の災害に備えて職員の業務分担を明確にし、防災教育を徹底するとともに、定期的な防災訓練を実施する。

オ ライフラインの確保

施設設置者または管理者は、次の設備等の整備に努めるものとする。

- (ア) ライフラインの確保に係る貯水タンク、自家発電装置等の整備
- (イ) 水道、電気、燃料、電話等の災害時優先使用と優先復旧契約
- (ウ) メンテナンス会社との災害時優先復旧工事契約

カ 施設の耐震化等

施設管理者は、施設の耐震化に努めるとともに、オフィス家具等の転倒防止対策を推進する。

第17節 農業災害対策

【実施機関：農林水産部】

第1 基本方針

地震により、農地の崩壊や農業用施設の倒壊等の被害が発生する可能性がある。

そのため、市は、既設の農地及び農業用施設等の補強・改修を計画的に推進するとともに、施設等の新設・改修に当たっては耐震性の向上を図る。

第2 農地及び農業用施設等

1 現況

農村部では労働人口の高齢化と兼業化等が進み、農地及び農業用施設等の維持管理が十分でなく、施設等が老朽化しているものがある。

2 対策

- (1) 農業用ため池、頭首工、樋門、揚排水機場、水路等の農業用施設の管理者は、定期的に施設の安全点検を行い、必要な補修・点検整備を行うほか、老朽化等により改修が必要となった場合には農村地域防災減災事業等を活用し、耐震化対策を含めた整備を図る。
- (2) 県及び市町村は、防災重点農業用ため池のうち重要度の高いため池については耐震性調査を順次実施し、耐震不足が判明したため池について、施設の管理者は貯水制限や監視体制の強化などの減災対策を講じるほか、必要に応じて耐震化補強工事を実施する。また、震度4以上の地震が発生した場合は、防災重点農業用ため池等の緊急点検を行い、異常が確認された場合は、必要な応急対策を実施する。
- (3) 地震により水田に亀裂が発生したり、農業水利施設等に被害が出た場合には、農作物に大きな影響が生じることから、亀裂部周囲への盛り土などによる補修や応急ポンプによる用水手当などの対策により、農業被害の防止、軽減を図る。

第18節 文化財の災害予防

【実施機関：教育部】

第1 基本方針

文化財は、地域の歴史や文化等を正しく理解するための重要な財産であり、適切な保存と活用の調和を図りながら後世に伝えていかなければならない。

市は、文化財を地震災害から防護するために、防災管理体制を確立するとともに、計画的に復元修理等の事業を推進する。また、文化財の所有者・管理者、地域住民との連携・協力体制を構築し、地域全体で文化財の災害予防を実施する。

第2 文化財の指定状況

……………第2編 一般災害対策編 第2章 第19節 第2 (P123) に準ずる。

第3 有形文化財（建造物）

……………第2編 一般災害対策編 第2章 第19節 第3 (P123) に準ずる。

第4 有形文化財（建造物以外）

……………第2編 一般災害対策編 第2章 第19節 第4 (P124) に準ずる。

第5 史跡、名勝、天然記念物等

……………第2編 一般災害対策編 第2章 第19節 第5 (P124) に準ずる。

第6 未指定の文化財

……………第2編 一般災害対策編 第2章 第19節 第6 (P124) に準ずる。

第19節 廃棄物処理体制の整備

【実施機関：総務部、環境産業部、能代山本広域市町村圏組合】

第1 基本方針

大規模地震が発生した場合、被災地域においては、生活ごみ等（一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ごみ）、し尿（仮設トイレからのくみ取りし尿）、がれき（損壊建物の撤去等に伴って発生するコンクリートがら、廃木材等）及び環境汚染が懸念される廃棄物（アスベスト等）のほか、山間部では流木・倒木の発生が想定される。

そのため、市は、これら廃棄物の収集・分別・処理が、環境に配慮した上で迅速かつ適切に行われるよう、あらかじめ体制を整備する。

第2 廃棄物処理に係る防災体制の整備

……………第2編 一般災害対策編 第2章 第22節 第2（P133）に準ずる。

第20節 医療救護計画

【実施機関：市民福祉部、消防本部、能代市山本郡医師会】

第1 基本方針

大規模な地震災害が発生すると、多数の市民が負傷し健康の危機に瀕するとともに、被災地の医療機関で治療中の市民は、十分な医療を受けることが困難となる。このような状況で可能な限りの医療活動を行い、多数の市民を健康の危機から守るのが災害医療である。

市は、災害医療活動が、的確かつ円滑に実施できるようにするため、平常時から能代市山本郡医師会及び日本赤十字社秋田県支部と協力し、医療救護班等の派遣体制を整え、初期医療及び後方より支援する医療機関等との協力体制を整備、確立する。

その際、医療救護班及び救護所の機能を十分に発揮するため、秋田県災害医療救護計画に基づき、地域災害拠点病院として指定されている能代厚生医療センターにおいて、医薬品、医療器具、衛生材料等の備蓄を図る。また、災害の規模が広域にわたり、一度に多数の負傷者が出た場合に対処するため、広域的な救急医療体制の整備や、県の災害派遣医療チーム（DMAT）及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）の活用促進等、相互応援体制の促進を図る。

第2 応急医療体制の整備

……………第2編 一般災害対策編 第2章 第23節 第2（P134）に準ずる。

第21節 要配慮者の安全確保

【実施機関：市民福祉部、企画部、総務部】

第1 基本方針

近年の災害では、高齢者、子ども、乳幼児、妊産婦、障がい者（児）や、日本語での災害情報が理解できにくい外国人及び地理に不案内な旅行者等、何らかの介助や支援を必要とする方々（「要配慮者」）への配慮の必要性が強く認識されている。また、避難を行う際には、要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するもの（「避難行動要支援者」）に、特段の配慮を行う必要がある。

これら要配慮者や避難行動要支援者の安全を確保するため、市は、地域住民、自主防災組織及びNPO・ボランティア等の協力のもとに、要配慮者や避難行動要支援者の平常時における実態を把握し、災害時における情報の収集伝達及び避難誘導等支援体制の確立に努める。

なお、要配慮者の避難行動に関する安全確保については「第3編第2章第6節第2 避難行動」、避難生活については「第3編第2章第6節第4 避難生活等」に準じる。

○避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

生活の基盤が自宅にある者のうち、次の基準に該当する者を避難行動要支援者とする。

- ① 要介護認定結果が要介護3～5の者
- ② 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者（心臓、じん臓機能障害のみで該当する者は除く）
- ③ 療育手帳Aを所持する知的障害者
- ④ 精神保健福祉手帳1・2級を所持する精神障害者で単身世帯の者
- ⑤ 地域が災害発生時に支援が必要と認めた者
- ⑥ 上記①から⑤に準じる者で、自ら支援を希望し個人情報を提供することに同意した者

○避難行動要支援者の地域における避難支援等関係者

- ①消防機関
- ②警察署
- ③民生委員
- ④市社会福祉協議会
- ⑤自主防災組織
- ⑥自治会・町内会
- ⑦その他の避難支援等の実施に携わる関係者

第2 在宅避難行動要支援者の状況把握

……………第2編 一般災害対策編 第2章 第24節 第2（P139）に準ずる。

第3 避難行動要支援者の避難支援計画の作成等

……………第2編 一般災害対策編 第2章 第24節 第3 (P140) に準ずる。

第4 外国人、旅行者等の安全確保対策

……………第2編 一般災害対策編 第2章 第24節 第4 (P141) に準ずる。

第22節 災害ボランティアの受入体制の整備

【実施機関：各部局、市社会福祉協議会】

第1 基本方針

大規模な地震災害発生時には、市等の行政機関はもとより、自主防災組織等の地域コミュニティ団体の協力が不可欠である。特に、災害の規模が大きくなると、その災害応急対策の実施には非常に多くの人員が必要となる。また、指定避難所における避難者への生活支援、さらには要配慮者や被災者個人の生活の維持、並びに被災者の生活再建のために、ボランティア組織や個人のボランティア活動に依拠するところが大きい。

そのため、市は、被災者や行政機関を支援する各種ボランティアの受入体制や、その活動が円滑に行われるよう環境整備を図るとともに、平常時からボランティアについて広く市民に呼びかけ、ボランティア意識の啓発や育成に努める。

第2 災害ボランティアの活動内容

……………第2編 一般災害対策編 第2章 第25節 第2 (P143) に準ずる。

第3 災害ボランティア活動への支援

……………第2編 一般災害対策編 第2章 第25節 第3 (P144) に準ずる。

第4 教育及び災害ボランティア相互間の連携

……………第2編 一般災害対策編 第2章 第25節 第4 (P144) に準ずる。

第5 災害ボランティアとの連携

……………第2編 一般災害対策編 第2章 第25節 第5 (P144) に準ずる。

第23節 相互応援体制の整備等

【実施機関：各部局、消防本部、防災関係機関】

第1 基本方針

大規模地震災害発生時においては、被害が広範囲にわたり発生し、市での対応は困難を極め、さらには県及び県内の機関をもってしても十分な対応ができない事態も想定される。

県及び市は、このような場合、被災を受けていない市町村、隣接県への協力依頼を始め、さらには国、自衛隊及び民間団体等に応援を要請し災害応急復旧対策を実施する必要があることから、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておく。

また、市は、平時から、様々な行政機関や民間企業等と協定を締結するなど応援体制の整備に努め、その実効性を検証するため、大規模災害時の具体の応援等に係る情報交換を行うとともに、必要や状況に応じた各種訓練を実施する。

第2 相互応援体制の確立

……………第2編 一般災害対策編 第2章 第26節 第2 (P146) に準ずる。

第3 県内消防機関相互応援協定

……………第2編 一般災害対策編 第2章 第26節 第3 (P148) に準ずる。

第4 公共機関その他事業者間の相互応援協定等

……………第2編 一般災害対策編 第2章 第26節 第4 (P149) に準ずる。

第5 緊急消防援助隊の受入体制の整備

……………第2編 一般災害対策編 第2章 第26節 第5 (P151) に準ずる。

第6 受援計画の策定

……………第2編 一般災害対策編 第2章 第26節 第6 (P151) に準ずる。

第24節 緊急輸送の環境整備

【実施機関：都市整備部、総務部、防災関係機関】

第1 基本方針

地震災害発生時の迅速な応急対策活動を行うためには、それを必要とする場所に、人員や物資等を円滑に輸送することが必要不可欠である。また、災害発生時には、安全確保のために被災者や避難者の移送や、様々な救援物資を指定避難所等へ輸送することも考えられる。

そのため、県及び市は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するとともに、県が開設する一次物資集積拠点（広域物資輸送拠点）や、市が開設する二次物資集積拠点（地域内輸送拠点）を経て、各指定避難所に支援物資を届けるネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。

第2 指定拠点

……………第2編 一般災害対策編 第2章 第27節 第2（P153）に準ずる。

第3 陸上輸送の環境整備

……………第2編 一般災害対策編 第2章 第27節 第3（P154）に準ずる。

第4 航空輸送の環境整備

……………第2編 一般災害対策編 第2章 第27節 第4（P156）に準ずる。

第5 海上輸送の環境整備

……………第2編 一般災害対策編 第2章 第27節 第5（P156）に準ずる。

第25節 積雪期の地震災害予防

【実施機関：都市整備部、総務部、防災関係機関】

第1 基本方針

積雪厳寒期の地震は、他の季節に発生する地震に比べ、積雪や低温により、人的・経済的に大きな被害を及ぼすことが予想される。

このため、市及び防災関係機関は、連携した除排雪体制の強化、克雪施設の整備等、総合的な雪対策を推進し、積雪期の地震被害の軽減を図る。

第2 総合的な雪対策の推進

積雪期の地震予防対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等の総合的・長期的対策の推進によって確立されるものであり、関係機関が相互に協力し、より実効のある雪対策の確立に努める。

第3 交通の確保

1 道路交通の確保

地震時には、防災関係機関の実施する応急対策に伴う輸送の増大に対処するため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。このため、国、県及び市は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路確保対策を推進するものとする。

(1) 除雪体制の強化

ア 一般国道・県道・市道の整合性のとれた除雪体制を強化するため、各道路管理者相互の緊密な連携のもとに除雪計画を策定する。

イ 除雪区間の延長と除雪水準の向上を図るため、地形や除雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強を促進する。

(2) 積雪寒冷地に適した道路整備の促進

ア 冬期交通確保のため、堆雪スペースを備えた広幅員道路やバイパスの整備を促進する。

イ 雪崩等による交通遮断を防止するため、スノーシェッド・雪崩防止柵等の施設の整理を促進する。

第4 雪に強いまちづくりの推進

1 家屋倒壊の防止

屋根雪荷重による地震時の家屋倒壊を防止するため、自力での屋根雪処理不可能な要援護世帯に対しては、地域ボランティアを育成し、地域の助け合いによる相互扶助体制の確立を図る。

2 積雪期の避難場所（指定緊急避難場所、指定避難所）、避難路の確保

積雪・堆雪に配慮した体系的街路を整理し、市街地の日常生活道路の除雪を計画的に実施するとともに、融雪施設等の面的整備を促進して、避難場所（指定緊急避難場所、指定避難所）及び避難路の確保を図る。

3 克雪住宅の普及等

県及び市は、屋根雪荷重による地震時の家屋倒壊を防止するため、克雪住宅の普及を促進する。

また、市は、こまめな雪下ろしの励行等の広報活動を積極的に行う。

4 消防水利の整備

積雪厳寒期には、積雪や凍結等により消防水利の確保に困難をきたすことが想定されるため、市及び防災関係機関は、消火栓周辺の除雪等、消防水利の適正管理に努めるとともに、積雪期に対応した消防水利の整備について検討する。

5 空家対策の推進

市は、積雪による空家の倒壊等を防止するため、適切に管理されていない空家の所有者等に対し指導・勧告等を行う。

第5 要配慮者に対する除排雪支援

自力での屋根雪処理が困難な要配慮者に対しては、地域の助け合いによる相互扶助やボランティア等の協力により屋根の雪下ろしや除排雪に努めるものとする。

第6 除排雪に関するボランティア活動

1 安全の確保

市は、市社会福祉協議会と協力して、ボランティアに対する事故防止対策と現場指導を徹底し、次のような事故の防止に努める。

- (1) 屋根の雪下ろし作業時の滑落事故
- (2) 気温の上昇による屋根からの落雪による事故
- (3) 重機（ロータリー車等）に巻き込まれる等の交通事故

2 健康対策

積雪寒冷環境下における屋根の雪下ろしや、除排雪等、運動量の激しい作業は、体力の著しい消耗や低温時の発汗等により、脳血管疾患や心疾患等を発症する引き金となることもあるため、注意喚起が必要である。

このため、市及び市社会福祉協議会並びに防災関係機関は、ボランティアの健康管理には十分に配慮するものとする。

3 ボランティア活動保険への加入

除排雪活動に係る防災ボランティア活動の参加者は、ボランティア活動保険に加入するものとする。

4 事業者保険への加入

募集者は、参加者が他に与えた損害や参加者自身のケガやボランティア活動保険の対象外の疾病等に対応するため、事業者保険に加入するものとする。

第7 緊急活動体制の整備

1 冬期緊急道路確保路線図の策定

各道路管理者は、冬期緊急道路確保路線図の策定に努めるものとする。

2 交通手段の確保

各道路管理者は、県、市及び防災関係機関と連携し、所管する道路または他機関所管道路の除排雪を実施し、幹線交通路及び生活道路の交通を確保するものとする。

3 通信手段の確保

市及び防災関係機関は、地震による通信の途絶を防止するため、所管する情報通信施設の地震防護対策を計画的に実施する。

また、中山間地域においては、集落の長、消防団長との通信手段を確保するため、アンサーバック機能付きの防災行政無線や衛星携帯電話等の整備を図る。

4 除排雪・暖房用資機材の備蓄

市は、防寒着、防寒用長靴、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等の防寒・除排雪用資機材の備蓄に努める。

市は、電源を必要としない暖房器具及び燃料等の暖房用資機材の備蓄に努める。

第8 緊急離着陸ヘリポートの整備

孤立が予想される集落または隣接地区に、緊急離着陸ヘリポート場を確保し、ヘリポート、並びにアクセス道路の除排雪に関する連絡・実施体制を整備する。

第26節 企業防災の促進

【実施機関：総務部、防災関係機関】

第1 基本方針

地震災害時における企業活動の停止が社会に与える影響は大きく、このため各企業は、地震災害時において重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定や、防災体制の整備、防災訓練の実施、各計画の点検・見直し等の対策を進める必要がある。

市及び防災関係機関は、企業の防災意識の向上を図り、防災対策に取り組むことができる環境の整備に努める。

第2 基本的な考え方

……………第2編 一般災害対策編 第2章 第28節 第2（P157）に準ずる。

第3 企業防災促進のための取組

……………第2編 一般災害対策編 第2章 第28節 第3（P158）に準ずる。

第4 要配慮者利用施設・大規模工場等における避難計画等の作成

……………第2編 一般災害対策編 第2章 第28節 第4（P159）に準ずる。

第27節 行政機能の維持・確保

【実施機関：総務部、防災関係機関】

第1 基本方針

市及び防災関係機関は、大規模な地震等の災害発生時においても、災害応急対策業務及び優先度の高い通常業務を行うため、業務継続計画（BCP）の策定等により業務継続性の確保を図る。

第2 業務継続性の確保

市及び防災関係機関は、実効性ある業務継続体制を確保するため、食料等必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況等の変化等に応じた体制の見直しなどを行う。

特に市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

第3 各種情報のバックアップ

市及び防災関係機関は、自ら保有するコンピューターシステムやデータ等の各種情報について、必要に応じて複数のバックアップデータを作成する。

特に市は、重要な行政データのバックアップにより、データの消失を防止する。

第28節 大規模停電対策

【実施機関：各部局、防災関係機関、施設管理者】

第1 基本方針

東日本大震災では、能代市を含む秋田県全体で停電が発生したほか、太平洋側の被災地では、長期間の停電が発生した。

そのため、市は、市の重要施設や福祉・医療施設、指定避難所等において、非常用電源や非常用発電機の燃料の確保に努めるとともに、大規模停電を想定した訓練を実施し、長期間の停電に備える。

第2 指定避難所、公共施設等への非常用電源の整備等

……………第2編 一般災害対策編 第2章 第29節 第2 (P160) に準ずる。

第3 非常用発電機の燃料確保

……………第2編 一般災害対策編 第2章 第29節 第3 (P161) に準ずる。

第4 大規模停電を想定した訓練の実施

……………第2編 一般災害対策編 第2章 第29節 第4 (P161) に準ずる。

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害応急活動体制

【実施機関：各部局、消防本部、防災関係機関】

第1 基本方針

大規模な地震等が発生した場合、災害応急対策等の防災活動を強力に推進するために、市は、災害対策本部等の設置、応援要請、応急公用負担等の活動体制の確立を図る。

また、市域外で地震被害が発生した場合は、必要な応援体制を整える。

第2 応急活動体制の基本

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第1節 第2 (P162) に準ずる。

第3 防災活動体制

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第1節 第3 (P163) に準ずる。

第4 能代市災害対策本部等

1 設置及び廃止基準

(1) 設置、廃止の通知・公表

ア 市は、市災害対策本部等を設置または廃止した場合、市役所庁内及び地域センター、関係指定地方行政機関の長、知事、関係指定公共機関の長、所轄警察署長、消防機関の長、隣接町長、一般市民に対して電話、その他の適宜の方法で周知する。

イ 市災害対策本部を設置したときは、本部標識を庁舎玄関等に設置する。

(2) 設置基準

市長は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合で次の基準に該当し、必要があると認めるときは、市災害対策本部等の設置を指示する。

設置基準は次のとおりとする。

名称	設置場所	設置基準	主要業務	構成員
災害対策本部	市庁舎	1 震度6弱以上の地震が発生したとき 2 地震により市域に相当規模の災害が発生、または発生するおそれがある場合で市長が必要と認めたとき 3 その他の状況により市長が必要と認めたとき	1 災害情報の収集・分析、伝達・指示 2 救出・救護活動 3 応急活動対策 4 避難対策 5 広報活動 6 その他市長からの特命事項	本部長 市長 副本部長 副市長 本部員 監査委員 教育長 総務部長 企画部長 市民福祉部長 環境産業部長 農林水産部長 都市整備部長 二ツ井地域局長 教育部長 議会事務局長 消防長 消防団長 ※必要に応じて国・県・防災関係機関から連絡調整員として本部へ派遣を求める

名称	設置場所	設置基準	主要業務	構成員
災害対策警戒部	市庁舎	1 震度5弱または5強の地震が発生したとき 2 その他の状況により、市長が必要と認めたとき	1 災害情報の収集・分析、伝達・指示 2 災害警戒 3 初期緊急応急対策計画の検討・実施 4 計画実施のための動員の検討 5 災害対策本部設置への移行準備 6 その他市長からの特命事項	部長 副市長 副部長 総務部長 部員 企画部長 市民福祉部長 環境産業部長 農林水産部長 都市整備部長 二ツ井地域局長 教育部長 議会事務局長
災害対策連絡部	市庁舎 総務部 総務課	1 震度4の地震が発生したとき 2 その他の状況により、市長が必要と認めたとき	1 災害情報の収集・分析、伝達・指示 2 初期緊急応急対策計画の検討・実施 3 計画実施のための動員体制の検討 4 その他市長からの特命事項	部長 総務部長 部員 企画部長 市民福祉部長 環境産業部長 農林水産部長 都市整備部長 二ツ井地域局長 教育部長 議会事務局長

震度3以下の地震発生の場合は、被害の有無等を勘案して総務部総務課長の判断により、総務部総務課職員が初動対応する。ただし、被害が発生し、部局ごとの対応が必要なとき、総務部総務課長は、各課職員の動員を指示する。

名称	設置場所	設置基準	主要業務	構成員
情報収集体制	市庁舎 総務課 防災危機管理室内	1 震度3以下の地震が発生した場合で、被害調査及び情報収集等の初動体制を実施しなければならない場合 2 県内他市町村及び県外協定締結市町村等その他の地域において、災害が発生し、支援を行う場合	1 災害情報の収集・分析 2 庁内関係部局との連絡調整 3 被災地域への支援の実施 4 その他市長からの特命事項	防災危機管理室職員 その他必要な職員

(3) 廃止基準

市長は、次のとおり、市災害対策本部等の設置の必要がなくなつたと認める場合にこれを廃止する。

- ア 予想した災害の危険が解消したと認められるとき
- イ 災害発生後における応急措置が完了したと認められるとき

(4) 現地対策本部の設置

- ア 市災害対策本部長は、早急な諸対策等を行うために必要と認めたときは、現地災害対策本部を災害発生地域に設けることができる。
- イ 現地災害対策本部長及び同本部員等については、市災害対策本部長が指名するものをもってこれに充てる。
- ウ 現地災害対策本部は、常に本部と連絡を保ち、適切な措置を講ずるものとする。

2 市災害対策本部長等の職務代行

市災害対策本部長等が職務を執ることが出来ない場合であっても本部等の機能を維持するため、本部長等の職務代行者を次のとおり定める。

(1) 市災害対策本部長の職務代行者

- 第一順位 副市長
- 第二順位 総務部長
- 第三順位 企画部長

(2) 市災害対策本部副本部長の職務代行者

- 第一順位 総務部長
- 第二順位 企画部長
- 第三順位 市民福祉部長

3 市災害対策本部等への移行措置

市災害対策警戒部長（副市長）または市災害対策連絡部長（総務部長）は、被害の拡大により現在の体制より上位の体制による応急対策の実施等の必要があると認める時は、当該上位の体制の設置権者に対して体制の移行を具申し、これにより上位の体制が設置された時は、同時に現在の体制を廃止する。

4 市災害対策本部等事務局

市災害対策本部、市災害対策警戒部、市災害対策連絡部に事務局をおき、別表の事務分掌に従い、事務に従事する。

- (1) 事務局の設置場所は、総務部総務課防災危機管理室とし、総務部総務課長を事務局長とする。
- (2) 事務局長は、市災害対策本部長（災害対策警戒部長、災害対策連絡部長）指揮下に情報を共有し、緊急対応が円滑に行われるよう市災害対策本部の各部（班）の連絡調整に当たる。

5 能代市災害対策本部組織編成表

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第1節 第4 5 (P168) に準ずる。

6 能代市災害対策本部の事務分掌

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第1節 第4 6 (P169) に準ずる。

第5 市災害対策本部会議の開催

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第1節 第5 (P178) に準ずる。

第6 複合災害発生時の体制等

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第1節 第7 (P179) に準ずる。

第7 市域外での災害発生時の措置

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第1節 第8 (P179) に準ずる。

第2節 職員の動員体制

【実施機関：各局】

第1 基本方針

地震による被害状況を把握し、二次災害から市民の生命・身体及び財産を守るため、市職員は、地震発生時において、動員基準及び動員計画に基づいて迅速に参集し、所掌業務に基づく応急復旧対策に従事する。

なお、動員対象になっていない職員においても、自ら積極的に災害情報を収集し、災害対策本部等に報告する責務を有するものとする。

第2 職員の動員基準

職員の参集は、「緊急連絡網」「職員参集メール」による連絡に基づく参集と、動員基準に基づく自主参集を基本とする。

1 通常時の動員基準

職員は、次の基準に従い、直ちに自主登庁するものとする。また、動員指示があった場合は、職員は所属勤務場所または指定された施設等に参集する。

動員区分	市内の観測震度	市の体制	職員の参集基準
第1次動員	震度4	災害対策連絡部	<ul style="list-style-type: none"> ・部長級、課長級、課長補佐級職員 ・本庁舎、及び二ツ井町庁舎勤務職員のうち各庁舎から通勤距離が2km以内に居住する職員 ・各施設の長（体育館、公民館、地域センター、保育所等） ・総務部総務課職員 ・二ツ井地域局総務企画課に所属する防災担当職員 ・その他各部において必要と認められる指定職員
第2次動員	震度5弱 または5強	災害対策警戒部	<ul style="list-style-type: none"> ・上記職員に副市長、係長職員を加える。
第3次動員	震度6弱以上	災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・全職員

※ 上位の体制に移行する場合は、速やかに所定の要員に連絡をとり、参集する。

2 休日・夜間の動員

職員は、能代市職員服務規則第22条の規定に基づき、休日等若しくは勤務時間外に動員基準に該当する地震が発生したときや、庁舎またはその付近に火災その他の非常事態が発生したことを知ったときは、直ちに登庁しなければならない。

参集不能の場合は、所属長にその旨、連絡するように努める。

第3 職員の初期対応及び参集における心得

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第2節 第3 (P181) に準ずる。

第4 職員のとるべき緊急措置

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第2節 第4 (P182) に準ずる。

第5 動員計画

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第2節 第5 (P182) に準ずる。

第6 応急公用負担

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第2節 第6 (P186) に準ずる。

第7 防災関係機関の活動体制

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第2節 第7 (P186) に準ずる。

第8 応援要請等

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第2節 第8 (P187) に準ずる。

第9 職員の派遣要請

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第2節 第9 (P187) に準ずる。

第10 応急措置の代行

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第2節 第10 (P187) に準ずる。

第3節 自衛隊の災害派遣要請

【実施機関：総務部】

第1 基本方針

大規模な地震災害が発生し、人命または財産の保護のため、自衛隊への災害派遣要請の必要があると認めた場合は、知事を通じて自衛隊に対し災害派遣要請を行う。

第2 災害派遣要請権者

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第3節 第2 (P188) に準ずる。

第3 担当地域

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第3節 第3 (P188) に準ずる。

第4 災害派遣要請の範囲・対象等

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第3節 第4 (P188) に準ずる。

第5 自衛隊の災害派遣要請手続等

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第3節 第5 (P189) に準ずる。

第6 災害派遣部隊の受入れ

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第3節 第6 (P190) に準ずる。

第7 自主派遣における措置

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第3節 第7 (P191) に準ずる。

第8 派遣部隊の撤収

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第3節 第8 (P192) に準ずる。

第9 費用の負担区分

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第3節 第9 (P192) に準ずる。

第10 災害派遣要請の要求及び撤収要請の要求に関する様式

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第3節 第10 (P192) に準ずる。

第4節 相互応援

【実施機関：総務部、消防本部】

第1 基本方針

大規模地震発生時においては、被害が広範囲にわたって発生し、市単独で十分な対応ができない事態も想定される。

このような場合、市は、防災関係機関、他市町村、民間団体、自衛隊等に応援を要請し、災害応急・復旧対策を実施する。

第2 地方自治体等との相互応援

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第4節 第2 (P193) に準ずる。

第3 民間団体等に対する要請

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第4節 第3 (P197) に準ずる。

第4 応援の要領等

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第4節 第4 (P198) に準ずる。

第5 消防機関等の相互応援

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第4節 第5 (P198) に準ずる。

第6 緊急消防援助隊

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第4節 第6 (P198) に準ずる。

第7 他市町村被災時の応援

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第4節 第7 (P201) に準ずる。

第8 災害時応援協定一覧

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第4節 第8 (P203) に準ずる。

第5節 地震・津波情報、津波予報等の伝達

【実施機関：各部局、消防本部、防災関係機関】

第1 基本方針

地震発生直後において、市は、秋田地方気象台からの情報や秋田県総合防災情報システム等により地震・津波情報を収集し、これをもとに被害の規模を予測し、動員体制を確立する。さらに、防災行政無線や広報車、防災情報のメール配信等により、市民へ迅速・的確な伝達に努める。また、伝達する内容は、避難行動要支援者の安全で円滑な避難を確保する責務から、分かりやすい表現に努める。

第2 地震情報等

1 地震情報

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報する。
震源に関する情報	・震度3以上（津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・ ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表する。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表する。 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「地震その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表する。

地震情報の種類	発表基準	内 容
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表する。
長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表する。(地震発生から約20~30分後に気象庁ホームページ上に掲載)
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)をおおむね30分以内に発表する。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表する。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表する。

2 地震解説資料

地震情報以外に、地震活動の状況等を知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料であり、解説資料等の種類、発表基準及び内容については次のとおり。

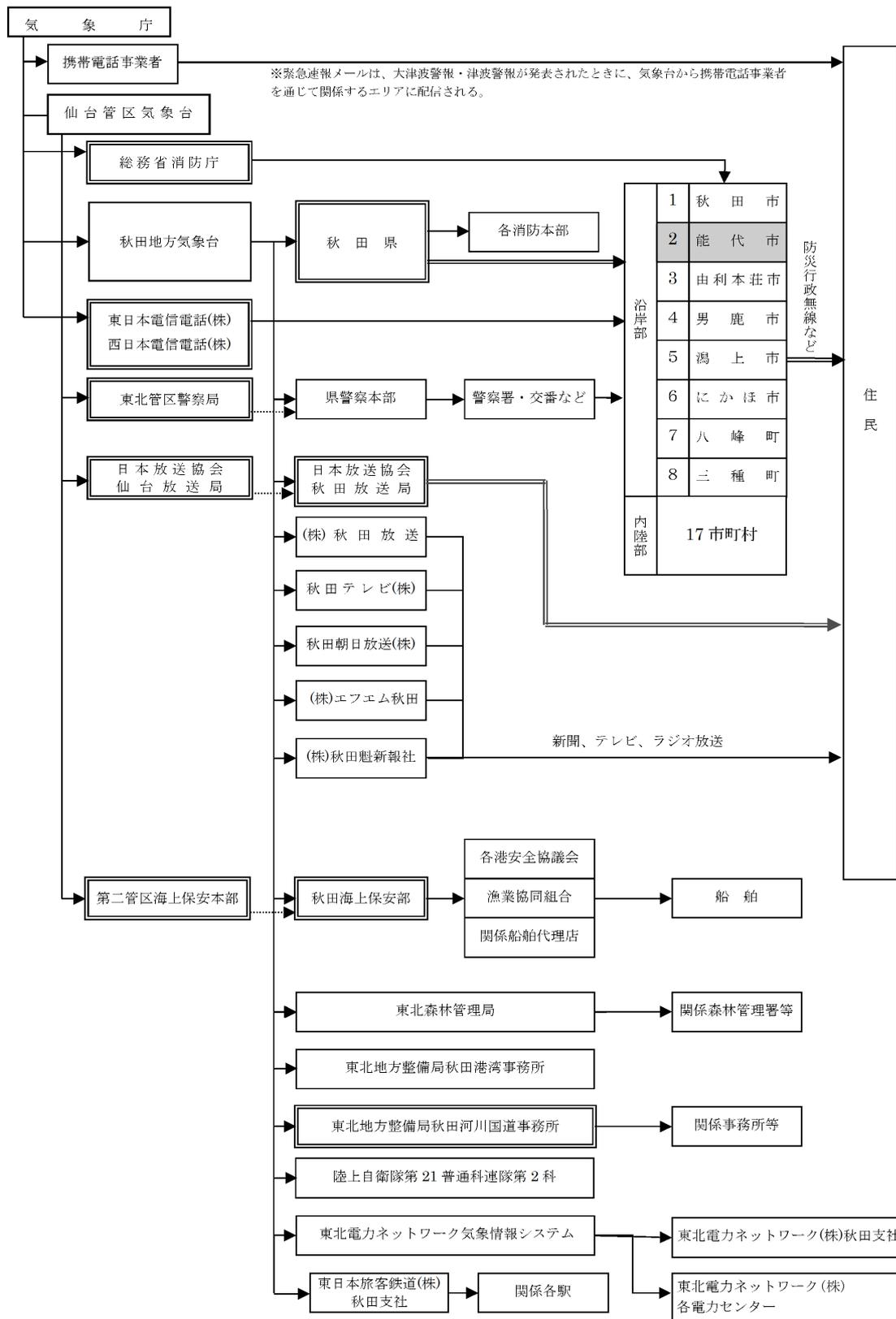
解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 (速報版)	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 <ul style="list-style-type: none"> ・秋田県に大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・秋田県内で震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。） 	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、当該都道府県の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。
地震解説資料 (詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 <ul style="list-style-type: none"> ・（秋田県に）大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・（秋田県内で）震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生 	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料（速報版）の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。
月間地震概況	・定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の秋田県内及び東北地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
週間地震概況	・定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するために、週ごとの東北地方の地震活動の状況を取りまとめた資料。

※地震解説資料（速報版）はホームページでの発表をしていない。

第3 地震・津波情報、津波予報の伝達

秋田地方気象台から地震・津波情報、津波予報等が発表されたとき、県、市及び防災関係機関等は速やかに受領し、次により沿岸住民及び船舶等に伝達する。

県	県は、総合防災課が情報・予報を受領する。総合防災課長は、県総合防災情報システムにより市長、消防本部消防長及び防災関係機関等に通知する。
市	<ol style="list-style-type: none"> 1 市において情報の伝達を受けた場合は、総務部総務課長は各部長に伝達する。 2 市長は、受領した情報・予報を本計画の定めるところにより、防災行政無線、広報車等で速やかに市民及び関係団体等に伝達し、周知徹底を図る。 3 震度4以上と推測される揺れを感じたとき、または揺れが弱く長い周期の地震を感じたときは、気象台の津波予報発表を待たずに海面の監視体制に努める。 4 海面監視情報は、電話、防災行政無線等により市長に伝達する。
放送機関	受領した情報・予報は放送を介し直ちに広報する。また、津波警報または津波注意報の伝達については、気象業務法に定めるとおりとする。
その他の 防災関係機関	<p>防災関係各機関は、ラジオ・テレビ放送等に留意するとともに、さらに県及び市と積極的な連絡調整に努め、関係機関が相互協力のうえ情報の周知徹底・共有化を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 警察は津波予報を警察署、交番等を通じて迅速かつ正確に沿岸住民に伝達する。 2 海上保安部は、船舶等に対する災害に関する情報を次により伝達する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 被害が予想される海域、または周辺海域の在泊船舶に対しては、船艇、航空機等を巡回させ、訪船指導の他、拡声器等により周知する。 (2) 航行船舶に対しては、航行警報または安全通報等により周知する。 (3) 被害が予想される沿岸海域の住民や海水浴客等に対しては、船艇航空機等を巡回させ、拡声器等により周知する。



(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先機関。

(注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知若しくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

(資料：「秋田県地域防災計画 令和4年3月修正」に加筆修正)
地震・津波情報、津波予報のの収集・伝達図

第6節 災害情報の収集・伝達

【実施機関：各部局、消防本部、防災関係機関】

第1 基本方針

被害情報等の迅速・的確な把握は、あらゆる応急対策活動の基本となるものである。このため、市、県及び防災関係機関は、地震が発生した場合は、相互に緊密に連携して迅速かつ的確な情報収集・報告活動を行う。

また、被害が甚大であればあるほど、被災地からの情報は発信されなくなる。したがって、連絡が取れない地域については、重大な被害が発生しているものと想像し、最悪の事態に対応すべく、市災害対策本部から人員を派遣する等積極的な情報収集を行う。

さらに、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、県及び市は、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

第2 情報の優先度及び伝達系統

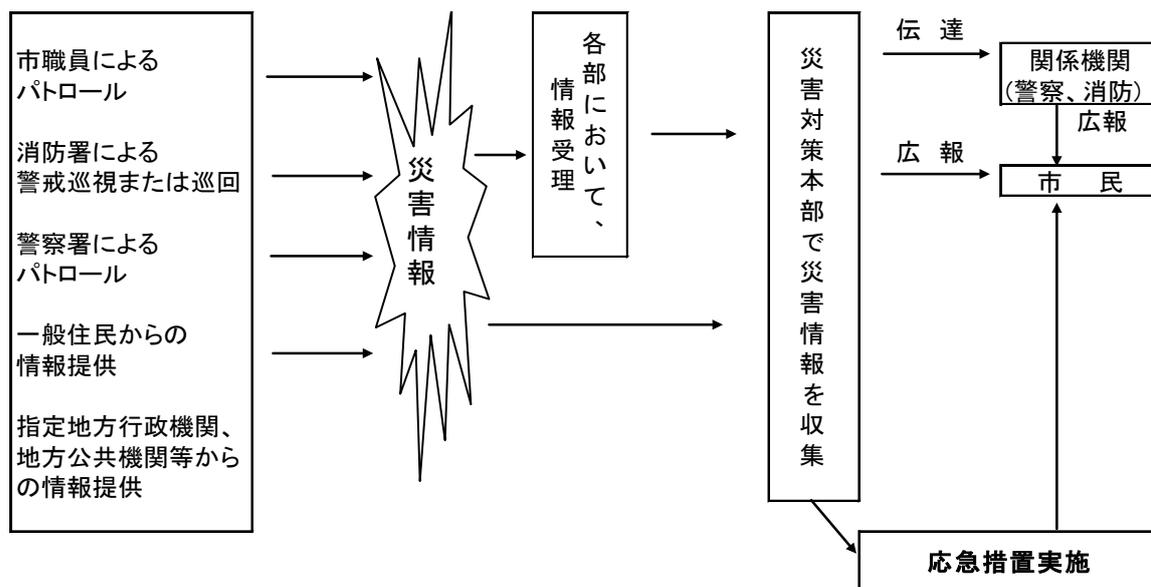
……………第2編 一般災害対策編 第3章 第6節 第2 (P220) に準ずる。

第3 被害状況の収集・伝達等

1 情報の収集

- (1) 災害が発生した場合には、市及び防災関係機関は、その所掌する事務または業務に関して、積極的に自ら職員を動員して情報収集に当たるものとする。
- (2) 災害の情報収集の取りまとめは、総務部総務課が行う。
- (3) 情報の収集・分析等は総務部総務課の担当とし、常にその現況を明らかにする。
- (4) 情報の収集及び伝達を迅速・的確に行うため、地域別情報等の連絡責任者（調査実施者）を定めておく。
- (5) 人的被害については、行方不明者の数を含める。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。
- (6) 市、消防本部、警察署その他の防災関係機関は、連携して被害状況の収集に当たるものとする。

2 収集・報告系統



3 市民への伝達

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第6節 第3 4 (P222) に準ずる。

4 防災関係機関との連携

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第6節 第3 5 (P222) に準ずる。

5 被害情報収集時の留意事項

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第6節 第3 6 (P222) に準ずる。

第4 異常現象発見時の措置

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第6節 第4 (P222) に準ずる。

第5 特殊災害発生時の措置

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第6節 第5 (P223) に準ずる。

第6 県に対する報告

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第6節 第6 (P224) に準ずる。

第7 被害の認定基準

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第6節 第7 (P225) に準ずる。

第8 安否情報の収集・伝達体制

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第6節 第8 (P229) に準ずる。

第7節 孤立地区対策

【実施機関：総務部、都市整備部、東北電力ネットワーク(株)能代電力センター、東日本電信電話(株)秋田支店】

第1 基本方針

中山間地集落または地区等において、地震災害の発生による孤立が想定される場合、市及び防災関係機関は、危険箇所の巡視や迂回路の設定等により交通路を確保するとともに、通信手段や電力等を確保し、孤立化の迅速な解消に努める。また、孤立地区において救急患者が発生した場合には、県消防防災ヘリコプターによる患者搬送を行う。

なお、孤立化に備え、市は県と連携して、平常時から道路・橋梁等の公共施設の耐震化、パイパス整備、通信施設の耐震化及び端末機器の整備充実、飲料水・食料・生活必需物資の備蓄、孤立地区におけるし尿・ごみ処理対策等の計画的な推進に努める。

第2 交通路の確保

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第7節 第2 (P230) に準ずる。

第3 通信手段の確保

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第7節 第3 (P230) に準ずる。

第4 電力の確保

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第7節 第4 (P230) に準ずる。

第5 救急患者及び救援物資の搬送

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第7節 第5 (P231) に準ずる。

第6 緊急物資の備蓄

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第7節 第6 (P231) に準ずる。

第7 し尿、ごみの処理

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第7節 第7 (P231) に準ずる。

第8節 通信の確保

【実施機関：総務部、防災関係機関】

第1 基本方針

地震災害発生後における迅速な応急対策を実施するため、余震に関する情報等や、災害及び被害の状況を的確に把握するための通信手段を確保する。

また、市の通信施設が被災し、使用不能となった場合に備え、防災関係機関の協力により通信手段及び設備の確保に努め、優先度の高い情報を伝達する。

第2 通常時における通信連絡

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第8節 第2 (P232) に準ずる。

第3 非常時における通信連絡

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第8節 第3 (P232) に準ずる。

第4 通信の規制等

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第8節 第4 (P234) に準ずる。

第5 防災行政無線施設の応急、復旧対策

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第8節 第5 (P235) に準ずる。

第9節 災害時の広報・広聴活動

【実施機関：企画部、消防本部、能代警察署】

第1 基本方針

地震災害発生時の流言飛語等による混乱を防止し、市民生活の安定と秩序の回復を図るため、市は、防災関係機関と協力して、被害状況や災害応急対策の実施状況並びに被災者等のニーズ等を十分把握し、正確で効果的な広報活動を行う。

なお、広報に当たっては、要配慮者に配慮するほか、市民等からの問い合わせに対する体制の整備を図る。

第2 広報の内容

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第9節 第2 (P236) に準ずる。

第3 市広報活動の手段・実施手順

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第9節 第3 (P237) に準ずる。

第4 報道機関への発表・協力要請方法

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第9節 第4 (P239) に準ずる。

第5 災害記録資料の作成

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第9節 第5 (P240) に準ずる。

第6 広聴活動

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第9節 第6 (P240) に準ずる。

第10節 避難対策

【実施機関：総務部、企画部、市民福祉部、教育部、消防本部、能代警察署、防災関係機関】

第1 基本方針

地震による被害が発生し、または二次災害等が発生するおそれがある場合、市は、被災者及び危険地域の市民等を速やかに安全な場所へ避難誘導するため、避難情報（高齢者等避難、避難指示）の発令や避難誘導等を、的確に実施するとともに、必要に応じ、高齢者等避難等の発令とあわせて指定緊急避難場所を開放し、市民等に対し周知徹底を図るものとする。避難誘導に当たっては、避難行動要支援者に対し十分な配慮を行う。

また、避難住民の生活を維持するため、指定避難所の設置及び管理運営の方法について定める。指定避難所の運営に当たっては、要配慮者及び女性への十分な配慮と、避難者に対するプライバシー保護について徹底した対策の実施に留意する。

第2 高齢者等避難、避難指示

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第10節 第2（P242）に準ずる。

第3 避難の区分

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第10節 第3（P242）に準ずる。

第4 避難指示及び警戒区域の設定

1 避難指示及び警戒区域設定の実施責任者

（1）避難指示の実施責任者

実施責任者	内 容（要件）	根 拠 法
市 長	災害全般	災対法第60条
警 察 官	災害全般（ただし、市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認められるとき、または市長から要求があったとき（災害対策基本法））	災対法第61条 警察官職務執行法第4条
海上保安官	〃（ 〃 ）	災対法第61条
知 事	災害全般（ただし災害の発生により市がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったとき）	災対法第60条
自 衛 官	〃 （警察官がその場にはいない場合に限る）	自衛隊法第94条
知事またはその命を受けた職員 水防管理者 （市 長）	洪水または高潮の氾濫についての避難の指示	水防法第29条

実施責任者	内 容 (要件)	根 拠 法
知事またはその命を受けた職員	地すべりについての避難の指示	地すべり等防止法第25条

(2) 警戒区域設定の実施責任者

実施責任者	警戒区域設定を行う要件	根 拠 法 規
市 長	災害全般 災害が発生し、または災害が発生しようとしている場合で、人の生命または身体に対する危険を防止するために特に必要があるとき	災対法第63条
警 察 官 ・ 海 上 保 安 官	災害全般 市長若しくはその委任を受けた市の吏員が現場にいないとき、またはこれらの者から要求があったとき	災対法第63条
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害全般 市長、警察官及び海上保安官がその場にいないとき	災対法第63条
消防吏員または消防団員	災害（水災を除く）の現場において、活動確保する必要があるとき	消防法第23条の2、第28条
水防団長、水防団員または消防機関に属する者	洪水、高潮が発生し、水防上緊急の必要があるとき	水防法第21条

2 避難指示の基準及び報告

(1) 局地的な災害による避難指示

地域を限定した避難指示を行う要件は、次のとおりである。

- ア 津波による災害のおそれがあると判断されたとき
- イ 河川の上流が地震被害を受け、下流区域に浸水による危険があるとき
- ウ 火災が拡大するおそれがあるとき
- エ 爆発のおそれがあるとき
- オ ガスの流出拡散により、周辺地域の住民に対して危険が及ぶと予測される時
- カ 地すべり、崖崩れ等の土砂災害により、著しく危険が切迫しているとき
- キ 大規模地震により建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき
- ク その他、市民の生命を守るため必要と認められるとき

(2) 広域的な災害による避難指示命令

広域的な避難指示発令を行う要件は、次のとおりである。

- ア 延焼火災が拡大し、または拡大するおそれがあるとき
- イ ガスの流出拡散により、広域的に人命の危険が予測される時
- ウ その他、市民の生命を守るため必要と認められるとき

(3) 避難情報の判断基準

避難の種別	基 準
高齢者等避難	1 災害の発生を覚知し、諸般の状況から災害の拡大が予想され、避難行動に時間を要する者（避難行動要支援者等）が事前に避難準備を開始する必要があると認められるとき
避難指示	1 高齢者等避難より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められるとき 2 災害を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき
緊急安全確保	1 各種特別警報が発令される等、避難のための立ち退きを行うことにより、かえって生命または身体に危険が及ぶおそれがあると認められるとき ※土砂災害、津波災害時には「屋内での待機等の指示」は行わない。 ※特別警報が発令された時点では、既に避難指示が発令されている状況にある場合が多い。

(4) 国及び県への助言の要請

市は、避難指示の対象地域、判断時期等について、必要に応じて、県、仙台管区气象台、秋田地方气象台、国土交通省東北地方整備局能代河川国道事務所、国土交通省東北地方整備局秋田港湾事務所能代事務所等に対して助言を求める。

(5) 高齢者等避難、避難指示

ア 市長

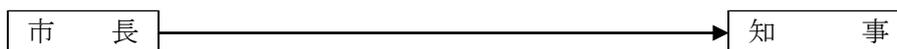
(ア) 市長による措置

高齢者等避難、避難指示を発令するに当たっては、そのときの状況に応じて、前記(3)の基準により判断する。

なお、危険が急迫し、緊急を要する場合で、市長が避難情報を発令できないときは、地方自治法第153条の規定により、現場付近にいる、市職員に併任されている消防本部職員、消防団員、市職員は、市長の権限を代行することができる。ただし、この場合、速やかに市長に報告し、以後の指示を受けるものとする。

(イ) 報告

市長は、避難のため立ち退きを指示し、または立ち退き先を指示したときは、速やかにその旨を知事に報告する。また、市長が警察官または海上保安官から避難のための立ち退きを指示した旨の通知を受けたとき、及び避難の必要がなくなったときも同様に知事に報告する。



イ 警察官

(ア) 警察官職務執行法による措置

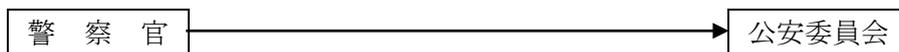
災害で危険な事態が生じた場合、警察官は、その場に居合わせた者、管理者、その他関係者に避難を促す等、必要な措置をとるよう命じるとともに、自らその措置をとる。

(イ) 災対法による指示

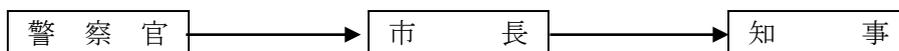
市長による避難指示ができないと認めるとき、または市長から要求があったときは、警察官は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示する。

(ウ) 報告・通知

A 上記(ア)により警察官がとった措置については、順序を経て公安委員会に報告する。



B 上記(イ)により、避難のため立ち退きを指示したとき及び避難の必要がなくなったときは、その旨を市長に報告する。



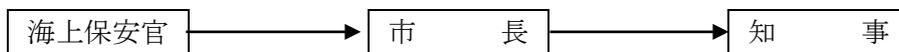
ウ 海上保安官

(ア) 災対法による指示

上記イの(イ)の警察官に準じる。

(イ) 報告・通知

避難のための立ち退きを指示したとき及び避難の必要がなくなったときは、その旨を市長に通知する。



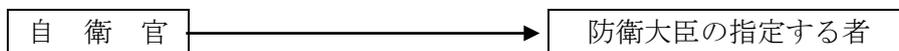
エ 自衛官

(ア) 避難等の措置

自衛隊法により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にはいない場合に限り、上記イの(ア)警察官職務執行法による措置による避難等の措置をとることができる。

(イ) 報告

上記(ア)により自衛官がとった措置については、順序を経て大臣の指示する者に報告する。



オ 水防管理者

(ア) 指示

洪水または高潮により著しい危険が切迫していると認められたときは、その該当者に対して、避難のための立ち退きを指示する。

(イ) 通知

避難のための立ち退きを指示したときは、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。



カ 知事またはその命を受けた職員

(ア) 洪水のための指示

水防管理者の指示と同様

(イ) 地すべりのための指示

地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、立ち退きを指示する。

(ウ) 通知

避難のための立ち退きを指示したときは、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。

知事またはその命を受けた職員

警察署長

(6) 避難指示等の解除に当たっての留意事項

市は、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確保を行った後に実施する。

3 高齢者等避難、避難指示の要領

(1) 高齢者等避難

高齢者等避難は、避難指示の発令に先立ち、避難行動要支援者の安全で円滑な避難を確保するために発表する。

(2) 避難指示の内容

避難指示を行う場合は、次の内容を明示して実施するものとする。

ア 避難の対象地域

イ 避難指示の理由

ウ 避難指示の期間

エ 避難先

オ 避難経路

カ その他必要な事項

なお、避難場所（指定緊急避難場所、指定避難所）については、市長が防災関係機関と協議して最も適当な避難場所（指定緊急避難場所、指定避難所）を指示し、開設する。

指定緊急避難場所及び指定避難所については、「資料編16-1 指定緊急避難場所一覧表」及び「資料編16-2 指定避難所一覧表」に示す。

(3) 市民への周知

高齢者等避難、避難指示を行った者は、当該地域の住民に対してその内容を周知させるとともに、速やかに防災関係機関に対して連絡する。

ア 市民への周知徹底

高齢者等避難、避難指示を行った者は、速やかにその旨を市民に対して周知する。また、避難の必要がなくなった場合も、速やかに周知する。

(ア) 直接的な周知として、防災行政無線、広報車、サイレン、防災情報メール配信等を活用する。

(イ) 消防機関、警察、自治会長・町内会長（自主防災組織）を通じて周知する。

なお、自治会長・町内会長については、電話、メール送信等により連絡する。

(ウ) 報道機関等の協力を得て、間接的に市民に広報する。

(エ) 危険の切迫性に応じて指示等の伝達文の内容を工夫すること、避難の対象者を明確にすること、指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとすべき避難行動がわかるように伝達することなど、市民の積極的な避難行動の喚起に努める。

イ 避難対象地区の巡回確認

消防職員や消防団等は、避難対象区域を巡回し、避難状況等を市災害対策本部に報告する。

ウ 防災関係機関相互の連絡

高齢者等避難、避難指示及び解除を行った者は、その旨を防災関係機関に連絡し、現場での情報混乱を未然に防止する。

(4) 避難行動要支援者への配慮

ア 高齢者等避難等の発令・伝達

高齢者等避難として発令される「自主避難の呼び掛け」「避難注意情報」等の情報は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難に当たって重要な情報である。避難行動要支援者の中には避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいる。そのため、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して確実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、

(ア) 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明等により、一人ひとりに的確に伝わるようにすること

(イ) 同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること

(ウ) 高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで流すこと等、その情報伝達について、特に配慮する。

イ 個別避難計画の活用

高齢者等避難が発表された場合、避難行動要支援者の支援プランの「個別避難計画」に基づき、あらかじめ定めておいた手段（移動用具、自家用車、福祉車両等）により、避難行動要支援者をあらかじめ定めておいた場所（指定避難所、社会福祉施設、医療機関等）へ誘導・搬送するよう努める。

ウ 多様な手段の活用による情報伝達

災害時に確実に避難情報が伝達されるよう、各種情報伝達の特徴を踏まえ、防災行政無線（戸別受信機）や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用し、緊急速報メールを活用する等、複数の手段を有機的に組み合わせて情報伝達を行う。

また、多様な情報伝達の手段を用いることは、避難支援等関係者の負担を軽減することにもつながることから、市は、多様な情報伝達の手段を確保するよう努める。

(5) 報告

避難の措置を実施したときは、市長は速やかにその旨を知事に報告するものとする。

(6) 避難情報に関するガイドライン

本計画に定めるもののほか、避難情報に関するガイドラインに基づき、避難指示等の伝達を行うものとする。

4 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

ア 市長

市長は、生命または身体に対する危険を防止するため特に必要があるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限、禁止またはその区域からの退去を命ずる。

イ 警察官

市長またはその職務を行う職員が現場にいない場合、またはこれらの者から要請があった場合、警察官は、市長の権限を代行する。この場合は、直ちにその旨を市長に対して通知する。

ウ 海上保安官

市長またはその職権を行う職員が現場にいない場合、またはこれらの者から要請があった場合、海上保安官は、市長の権限を代行する。この場合は、直ちにその旨を市長に対して通知する。

エ 自衛官

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長、警察官及び海上保安官が現場にいない場合に限り、市長の権限を代行する。この場合は、直ちにその旨を市長に通知する。

オ 消防吏員または消防団員

消防活動・水防活動を確保するために、消防または水防関係者以外を現場付近に近づけないよう措置することができる。（消防法第23条の2、第28条、水防法第21条）

(2) 警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難指示と同様に、市民への周知及び防災関係機関への連絡を行う。

(3) 警戒区域の設定に当たっての留意事項

- ア 警戒区域の設定範囲は、災害の規模や拡大方向を考慮して的確に決定する。
- イ 警戒区域の周知は、市防災行政無線及び広報車、または消防職員並びに警察官等の警戒配置者が実施する。
- ウ 警戒区域及び周辺の交通規制を段階的に実施する。
- エ 警戒区域には、要所に「立入禁止」、「車両進入禁止」等の表示板、またはロープ等で明示する。

第5 避難誘導

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第10節 第5 (P250) に準ずる。

第6 避難路及び避難場所（指定緊急避難場所及び指定避難所）の安全確保

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第10節 第6 (P251) に準ずる。

第7 来訪者、入所者等の避難

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第10節 第7 (P252) に準ずる。

第8 避難に関する留意事項

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第10節 第8 (P252) に準ずる。

第9 指定避難所の開設、運営管理等

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第10節 第9 (P253) に準ずる。

第10 広域避難

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第10節 第10 (P259) に準ずる。

第11 広域一時滞在

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第10節 第11 (P260) に準ずる。

第12 要配慮者への配慮

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第10節 第12 (P261) に準ずる。

第13 指定避難所以外の場所に滞在する被災者への支援

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第10節 第13 (P261) に準ずる。

第14 帰宅困難者支援

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第10節 第14 (P262) に準ずる。

第15 指定避難所等の家庭動物対策

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第10節 第15 (P262) に準ずる。

第16 災害救助法を適用した場合の指定避難所に関する基準

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第10節 第16 (P263) に準ずる。

第11節 消防・救助救急活動対策

【実施機関：消防本部、秋田海上保安部】

第1 基本方針

大規模地震の発生時には、建物等の倒壊や火災の同時多発、延焼拡大等により、多大な人的被害が発生するおそれがある。その場合、特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に、人的・物的資源を優先的に配分する。

消防本部は、市及び防災関係機関と連携しながら、その全機能をあげて消防・救助救急活動を実施し、市民の安全確保と被害の軽減を図る。

第2 消防活動

大規模な地震災害や同時多発火災が発生したときは、「震災時消防対策計画」に基づき、迅速かつ的確な組織の確立と防災関係機関との連携による消防・救急活動を実施し、市民の生命、身体の安全確保と被害の軽減を図る。

1 組織

(1) 活動体制

地震が発生し、被害が予想される場合は、必要に応じて消防本部に「対策本部等」を設置し、状況把握に努めるとともに消防本部各班へ活動を指示する。

(2) 動員体制

消防職員は、市域内に震度4以上の地震が発生した場合、または地震による被害の発生が予想される場合は、別命を待つことなく直ちに所定の場所に参集する。

2 初動措置

地震発生時の初動措置は、次により行うものとする。

(1) 消防本部の初動措置

- ア 消防長は、直ちに消防本部に「震災指揮本部」を設置し、災害防除に必要な措置をとる。
- イ 市災害対策本部が設置された場合は、職員を派遣し、情報連絡、その他、本計画に定められた業務を行う。
- ウ 消防次長は消防長を補佐し、総合的な部隊の運用を行う。各課長、各班長は消防次長を補佐し、震災時活動分掌に基づく活動を開始する。
- エ 夜間及び休祭日の通常日勤者不在時の場合は、暫定的に当直責任者指示のもと、宿直全員で初動の応急的業務を開始し、参集者の到着までできうる範囲に実施しておくようにする。

(2) 消防署（所）の初動措置

- ア 庁舎内使用火気の即時停止を図る。
- イ 車両の安全移動を行う。
- ウ シャッター等開口部を開放する。

- エ 非常電源を確保する。
- オ 無線を開局し、無線通信確保と合わせて、管轄区域内の被害状況を報告する。
- カ 高所見張り（至近の高層建築物）を実施し、火災の早期発見に努める。
- キ 各署所別、所属管内の出火防止巡回広報を行う。
- ク ホース、小型動力ポンプ等、多発火災防ぎょに使用する資機材を積載し、不必要な資機材は降し、出場後資機材を取りに戻らないように配意する。（一旦活動に入ると、現場から現場へと移動することが考えられる。）
- ケ 携帯ラジオ等で正確な情報を収集する。
- コ 活動隊員の飲料水と車両燃料の確保を図る。
- サ 地震発生当初の主眼は、出火防止及び延焼拡大防止とし、火災防ぎょに対応する体制を図る。
- シ 万一、署所庁舎が倒壊または出場車両が路面亀裂場所等に落ち、出場不能となった場合等は、直ちに徒歩活動隊に編成換えし、軽トラック、バイクを利用する等、機動性を配意した応用対策を講じて、絶対的不足の消防力に一層の欠如を生じさせないよう臨機応変な活動手段を図る。
- ス 署所当直責任者は、地震発生後の管内状況を冷静に判断し、火災の発生がなかった場合においては、直ちに救助、救護の対応体制に切り替える。（ただし、地震による傷者が多数発生したとしても、火災が発生した場合は火災制圧を第一とする。）
- セ 消防署は、広報車または消防車両を海岸及び河川地域に出場させ、退避場所や退避ルート等自らの安全確保を前提として、次による海面監視等を実施する。
 - (ア) 津波予報がない場合でも、津波に関する情報が判明するまで所定の場所において潮位観測及び海面状態を監視する。
 - (イ) 津波注意報が発令された場合は、広報後少なくとも30分以上は潮位観測及び海面状態を監視する。
 - (ウ) 津波警報が発令された場合は、市及び防災関係機関と密接な連絡のうえ、徹底した広報活動または避難誘導を行う。
- ソ 土砂災害の発生するおそれのある区域を管轄する署所においては、防災関係機関及び消防団に対し、積極的に情報を求める。
- タ 災害時出場の広報車は、他の事象に対処することも配意して、原則として2名乗車する。

3 消火活動

地震後の火災発生が人的被害の多少を左右することから、出火防止、火災の早期発見と鎮圧に全力を傾注することとする。また、地震時の火災防ぎょの部隊運用の基本は、1件の火災に対し消防隊1～2隊とし、以下、震災時活動要領の基本に基づき、消火活動を行う。

(1) 重要地域優先の原則

同時に多数の延焼火災が発生した場合は、病院、学校、社会福祉施設等、さらには火災危険区域等を優先して活動する。

(2) 消火可能区域優先の原則

多数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して活動する。

(3) 市街地火災優先の原則

大工場、多量危険物貯蔵施設等から出火した場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の活動を優先して活動する。

(4) 避難場所（指定緊急避難場所、指定避難所）・避難路確保の原則

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所（指定緊急避難場所、指定避難所）、避難路確保の活動を行う。

(5) 火災現場活動の原則

ア 出動隊の指揮者は、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大防止及び救急・救命活動の成算等を総合的に判断して活動を行う。

イ 火災の規模により消防力が優勢と判断した場合は、積極的に攻勢的消火活動を行う。

ウ 火災の規模により消防力が劣勢と判断した場合は、道路、河川、空地等を活用して守勢的活動により延焼を阻止する。

4 消防団の活動

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第11節 第2 4 (P265) に準ずる。

5 応援要請

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第11節 第2 5 (P266) に準ずる。

第3 情報通信

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第11節 第3 (P266) に準ずる。

第4 自主防災組織による消火活動

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第11節 第4 (P266) に準ずる。

第5 火災及び災害等の報告

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第11節 第5 (P267) に準ずる。

第6 救助・救急活動

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第11節 第6 (P267) に準ずる。

第7 林野火災等の災害対策

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第11節 第7 (P269) に準ずる。

第8 防災業務従事者の安全対策

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第11節 第8 (P269) に準ずる。

第12節 消防防災ヘリコプターの活用

【実施機関：総務部、消防本部】

第1 基本方針

地震災害発生時には、陸上の道路交通の寸断も予想されることから、孤立した地区への支援、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、火災防ぎょ活動、人員の搬送等の緊急の応急対策については、県消防防災ヘリコプターを活用する。

第2 運航体制

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第12節 第2 (P270) に準ずる。

第3 飛行場外離着陸場

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第12節 第3 (P270) に準ずる。

第4 県消防防災ヘリコプターの緊急運航

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第12節 第4 (P270) に準ずる。

第5 県消防防災ヘリコプターの緊急運航要請手続等

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第12節 第5 (P272) に準ずる。

第6 夜間救急搬送

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第12節 第6 (P273) に準ずる。

第7 航空機の運用調整等

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第12節 第7 (P274) に準ずる。

第13節 水防活動

【実施機関：総務部、都市整備部、消防本部】

第1 基本方針

地震に伴い水害が発生し、または発生が予想される場合、市は防災関係機関と協力して、これを警戒・防御、または被害の軽減を図るため、「能代市水防計画」に基づいて、市内各河川及び海岸等に対する水防上必要な措置対策を行い、市民の安全を保持する。

第2 用語の定義

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第13節 第2 (P275) に準ずる。

第3 水防責任

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第13節 第3 (P275) に準ずる。

第4 通信施設の優先利用（水防法第27条第2項）

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第13節 第4 (P276) に準ずる。

第5 水防組織

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第13節 第5 (P277) に準ずる。

第6 水防体制と出動

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第13節 第6 (P279) に準ずる。

第7 水防警報の種類・内容及び発表基準

水防警報の種類・内容及び発表基準

種類	内容	発表基準
待機 * 国交省 の み	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、または、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの	気象予・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき

種類	内容	発表基準
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	氾濫注意情報等により、または、水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、または水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき

*「待機」は国土交通省が直轄河川に行う。

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に応じて水防警報を発表する。

（資料：「令和3年度 秋田県水防計画 実務編」）

第8 水防警報、水防指令の伝達系統図

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第13節 第9（P282）に準ずる。

第9 水防活動

1 巡視

水防管理者、消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。地震による堤防の漏水、沈下等の場合、津波の場合も同様とする。

また、水防管理者は、必要に応じて、委任した民間事業者により水防活動を実施する。

2 非常警戒

水防管理者は水防警報が発令された場合、水防区域の監視及び警戒を厳にし、現在工事中の箇所及び既往災害箇所、その他特に必要な箇所を重点的に巡視し、特に次の状態に注意し、異常を発見した場合は直ちに山本水防支部（山本地域振興局建設部）に連絡するとともに水防作業を開始する。

- (1) 裏法の漏水または飽水による亀裂及び欠け崩れ
- (2) 表法で水当りの強い場所の亀裂または欠け崩れ
- (3) 堤防の上面の亀裂または沈下
- (4) 堤防の水があふれている状況
- (5) 水門の両袖または低部よりの漏水と扉の締り具合不良
- (6) 橋梁その他の構造物との取付部分の異常

3 水門、樋門等の措置

- (1) 水門、樋門等の取扱責任者は、水防に関して必要なときは、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉の開閉を行わなければならない。
- (2) 取扱責任者は、門扉の操作等について支障のないよう毎年出水期に先だち整備点検を行わなければならない。

4 災害発生時の措置

災害発生時には、市民及び防災関係機関に情報伝達するとともに、水防作業の実施、避難のための立ち退きの指示及び避難誘導、緊急輸送等を行う。

第14節 災害警備活動

【実施機関：能代警察署、秋田海上保安部】

第1 基本方針

警察及び海上保安部は、防災関係機関との緊密な連絡のもとに災害警備対策を推進し、災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立して情報の収集に努め、市民の生命及び身体の保護を図る。

第2 警察

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第14節 第2（P284）に準ずる。

第3 海上保安部

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第14節 第3（P285）に準ずる。

第15節 交通、輸送対策

【実施機関：都市整備部、市民福祉部、総務部、能代警察署、他道路管理者、東日本旅客鉄道(株)、秋田海上保安部】

第1 基本方針

震災時における輸送の確保は、あらゆる防災活動の根幹をなすものである。

そのため、市及び防災関係機関は、輸送網の応急復旧に努めるとともに、適切な交通規制等を実施して、防災活動上必要とする人員、資機材、物資等の緊急輸送に努める。

第2 輸送の対象

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第15節 第2 (P286) に準ずる。

第3 輸送網の確保

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第15節 第3 (P286) に準ずる。

第4 道路の交通規制

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第15節 第4 (P287) に準ずる。

第5 道路啓開等

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第15節 第5 (P289) に準ずる。

第6 海上航行規制

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第15節 第6 (P289) に準ずる。

第7 輸送手段の確保

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第15節 第7 (P290) に準ずる。

第8 輸送拠点・集積場所

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第15節 第8 (P293) に準ずる。

第9 災害派遣等従事車両に係る手続き

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第15節 第9 (P293) に準ずる。

第10 被災地域の安定的な人流・物流機能の確保

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第15節 第10 (P294) に準ずる。

第16節 給食、給水対策

【実施機関：市民福祉部、環境産業部、都市整備部】

第1 基本方針

地震発生直後の食料及び飲料水の確保・供給は、被災者の生命維持のために、非常に重要である。

そのため、市は、被災者に対して、速やかに食料の配布及び応急給水を行う。

また、必要に応じて、応急対策に従事する者に対しても、食料及び飲料水の供給を行う。

第2 給食対策

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第16節 第2 (P295) に準ずる。

第3 給水対策

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第16節 第3 (P297) に準ずる。

第17節 生活必需物資等の供給対策

【実施機関：市民福祉部】

第1 基本方針

市は、地震災害により被服、寝具その他の衣料及び生活必需品を喪失し、日常生活を営むことが困難な市民に対し、衣料等の生活必需品の確保と供給を迅速かつ確実にを行い、市民生活の安定を図る。

なお、女性に配慮した生活必需品の確保に努めるとともに、女性用品の配布については、女性に対応する等、女性への配慮を十分に行う。

第2 生活必需品物資供給の実施機関等

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第17節 第2 (P299) に準ずる。

第3 生活必需品の確保及び配分方法

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第17節 第3 (P299) に準ずる。

第4 滞留物資の管理等

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第17節 第4 (P300) に準ずる。

第5 県、相互応援協定都市自治体、協定締結事業所への協力要請

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第17節 第5 (P300) に準ずる。

第6 義援物資

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第17節 第6 (P300) に準ずる。

第18節 燃料の確保

【実施機関：総務部、都市整備部】

第1 基本方針

大規模地震が発生した場合には、製油所の被災による操業停止や道路網の寸断によって、燃料不足が起こる可能性がある。

市は、燃料油に係る情報を収集して、市民に提供するとともに、必要に応じて、協定に基づき秋田県石油商業組合能代山本支部に対して、石油製品等の供給を要請する。

第2 石油商業協同組合との協定に基づく優先給油の実施

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第18節 第2 (P301) に準ずる。

第3 燃料油に係る情報の収集・提供

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第18節 第3 (P301) に準ずる。

第19節 医療救護計画

【実施機関：市民福祉部、消防本部、能代市山本郡医師会、能代市山本郡歯科医師会、秋田県薬剤師会能代山本支部】

第1 基本方針

大規模な地震災害が発生した場合は、多数の傷病者の発生により、医療機関の一時的な混乱や、医療活動の停滞等が考えられる。

このため、医療機関は、市及び防災関係機関と連携し、傷病者の医療活動を迅速かつ的確に実施するとともに、搬送体制を強化し、市民の生命を最優先に守る。

第2 初動医療体制

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第19節 第2（P302）に準ずる。

第3 傷病別搬送体制

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第19節 第3（P305）に準ずる。

第4 在宅医療機器使用患者等への対応

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第19節 第4（P306）に準ずる。

第5 収容医療機関

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第19節 第5（P306）に準ずる。

第6 医薬品・資器材の確保

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第19節 第6（P307）に準ずる。

第7 医療ボランティアの活用

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第19節 第7（P307）に準ずる。

第8 災害・救急医療情報システム

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第19節 第8（P308）に準ずる。

第9 市民への災害医療情報の提供

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第19節 第9（P309）に準ずる。

第20節 災害ボランティアの受入れ

【実施機関：関係各部署、市社会福祉協議会】

第1 基本方針

大規模な地震災害が発生した場合、災害応急対策活動が広範囲または長期に及ぶことが考えられる。その場合、円滑な応急対策を継続的に実施するためには、多くの人員が必要となる。

このため、市は、市社会福祉協議会と連携し、必要に応じて災害ボランティアを受入れ、その協力を得る。

第2 災害ボランティアの分類

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第20節 第2 (P310) に準ずる。

第3 災害ボランティアの活動分野

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第20節 第3 (P310) に準ずる。

第4 受入体制の確保

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第20節 第4 (P311) に準ずる。

第5 連携体制

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第20節 第5 (P312) に準ずる。

第21節 公共施設等の応急対策

【実施機関：都市整備部、市民福祉部、東北電力ネットワーク(株)能代電力センター、各通信事業者、東日本旅客鉄道株式会社、防災関係機関、各施設管理者】

第1 基本方針

水道、下水道、電力、通信、ガス等のライフライン施設、また、道路、河川、港湾、漁港、鉄道等の公共土木施設、さらに社会福祉施設や医療施設等が、災害による被害を受けた場合は、市民生活に多大な影響を与えるとともに、様々な災害応急対策活動に大きな支障をきたすことになる。

市及び防災関係機関は、地震が発生した場合、市民生活の安定と応急対策の円滑な実施のため、緊急点検を実施して被災箇所の早期把握及び応急復旧を図り、二次災害防止のため必要な措置をとるものとする。特に、第三次医療機関等の人命に関わる重要施設や、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等の強化に努めるものとする。

県及び市は、情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努める。

第2 水道施設

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第21節 第2 (P313) に準ずる。

第3 下水道施設

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第21節 第3 (P315) に準ずる。

第4 電力施設

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第21節 第4 (P316) に準ずる。

第5 電信電話施設

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第21節 第5 (P317) に準ずる。

第6 都市ガス施設の応急復旧

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第21節 第6 (P320) に準ずる。

第7 道路及び橋梁施設

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第21節 第7 (P322) に準ずる。

第8 河川及び内水排除施設

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第21節 第8 (P323) に準ずる。

第9 港湾施設

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第21節 第9 (P324) に準ずる。

第10 鉄道施設

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第21節 第10 (P325) に準ずる。

第11 社会福祉施設等

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第21節 第11 (P325) に準ずる。

第12 医療施設

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第21節 第12 (P326) に準ずる。

第22節 危険物施設等の応急対策

【実施機関：消防本部、能代警察署、秋田海上保安部、L P ガス保安協会、保健所、各事業所、
施設管理者】

第1 基本方針

地震災害によって危険物等の施設が被害を受けた場合は、危険物質等の化学反応の誘発による爆発等、その特殊性から二次、三次の災害に発展するおそれがある。

このため、漏洩物質等の性質及び取り扱いに関する専門家、被災事業所、並びに関係機関は、緊密な連携のもとに被害の拡大を防止する。

第2 危険物（石油類等発火性、引火性のあるもの）

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第22節 第2（P327）に準ずる。

第3 火薬類

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第22節 第3（P328）に準ずる。

第4 高圧ガス

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第22節 第4（P328）に準ずる。

第5 L P ガス

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第22節 第5（P328）に準ずる。

第6 毒物、劇物

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第22節 第6（P329）に準ずる。

第23節 危険物等積載運搬車両の事故対策

【実施機関：都市整備部、道路管理者、消防本部、能代警察署、防災関係機関、関係団体等】

第1 基本方針

タンクローリーやトラック等の危険物運搬車両の地震による事故により、危険物、火薬類、高圧ガス、LPガス、薬液等の危険物が漏洩し爆発・火災等が発生した場合、道路管理者、防災関係機関、事業所等は、緊密な連携を保ち、迅速・的確に防除措置を実施する。

市は、防災行政無線等を介し、市民に漏洩事故情報を伝達するとともに、危険が急迫し緊急を要する場合は、消防、警察、医療機関等と連携して、速やかな避難措置を講ずる。また、市民の生命、身体への危険が急迫しており緊急を要する場合は、放送各社による緊急連絡により、周知徹底を図る。

第2 漏洩物質の防除措置

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第23節 第2 (P331) に準ずる。

第3 実施要領

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第23節 第3 (P332) に準ずる。

第24節 防疫、保健衛生対策

【実施機関：環境産業部、市民福祉部】

第1 基本方針

地震災害発生時における被災地の防疫、保健衛生に万全を期し、これを迅速に実施して、感染症や食中毒発生等の防止を図り、また、市民の健康を保持するため、被災者に対する保健衛生活動を実施する。

第2 防疫

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第24節 第2 (P333) に準ずる。

第3 食品衛生監視

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第24節 第3 (P334) に準ずる。

第4 被災者の保健衛生

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第24節 第4 (P334) に準ずる。

第5 防疫用薬品、資器材等の調達

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第24節 第5 (P335) に準ずる。

第6 こころのケア対策

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第24節 第6 (P335) に準ずる。

第25節 動物の救護

【実施機関：市民福祉部、環境産業部、保健所、防災関係機関】

第1 基本方針

大規模な地震が発生した時には、飼い主不明の放浪動物や負傷動物が多数生じる可能性がある。市は、大規模地震発生時において、県、防災関係機関、関係団体等との協力体制を確立し、動物の愛護及び管理の観点から、飼い主の支援及び被災動物の保護に努める。

また、特定動物（「動物の愛護及び管理に関する法律」で人の生命、身体または財産に害を加えるおそれがある動物）が施設から逃亡した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官、県、防災関係機関及び関係団体等の連携のもとに状況を把握し、必要な措置を講じる。

第2 特定動物・家庭動物の対策

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第25節 第2（P337）に準ずる。

第3 指定避難所等の家庭動物の管理

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第10節 第15（P262）に準ずる。

第26節 廃棄物の処理

【実施機関：環境産業部、都市整備部】

第1 基本方針

市は、地震災害により発生した大量のごみの処理、し尿の汲み取り処分等の清掃業務を迅速に実施し、環境衛生の保全を図る。

第2 実施機関

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第26節 第2 (P338) に準ずる。

第3 廃棄物処理の方法

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第26節 第3 (P338) に準ずる。

第4 廃棄物の処理施設の応急復旧等

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第26節 第4 (P340) に準ずる。

第5 廃棄物の仮置き場

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第26節 第5 (P340) に準ずる。

第27節 行方不明者及び遺体の搜索、収容、埋火葬計画

【実施機関：企画部、環境産業部、市民福祉部、消防本部、能代警察署、秋田海上保安部、能代市山本郡医師会】

第1 基本方針

市は、地震災害のため現に行方不明の状態にあり、周囲の状況から判断してすでに死亡していると推定される者の搜索、または遺体の処理・収容・埋火葬を実施し、被災者の精神的な安定を図る。

なお、遺体の搜索、検視、安置、埋葬等については、県が策定する「大規模災害時における遺体処理・埋火葬等計画」に基づいて実施する。

第2 行方不明者及び遺体の搜索

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第27節 第2 (P341) に準ずる。

第3 遺体の処理

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第27節 第3 (P342) に準ずる。

第4 遺体の埋火葬

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第27節 第4 (P344) に準ずる。

第5 費用

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第27節 第5 (P345) に準ずる。

第6 応援要請

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第27節 第6 (P345) に準ずる。

第7 広報

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第27節 第7 (P345) に準ずる。

第28節 障害物の除去

【実施機関：都市整備部、道路管理者、河川管理者】

第1 基本方針

市は、職員による所管施設の巡視や、道路管理者及び河川管理者との連絡等により、迅速に被災地域の状況を把握し、それに基づき、住宅、所管の道路及び河川施設について、障害物の除去、解体を実施する。除去作業に当たっては、県、近隣市町村、民間事業者等による応援協力体制を活用する。

第2 道路関係障害物の除去

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第28節 第2 (P346) に準ずる。

第3 河川関係障害物の除去

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第28節 第3 (P346) に準ずる。

第4 住家関係障害物の除去

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第28節 第4 (P347) に準ずる。

第5 障害物集積所の確保

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第28節 第5 (P347) に準ずる。

第6 障害物の処理

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第28節 第6 (P348) に準ずる。

第29節 文教対策

【実施機関：教育部】

第1 基本方針

市教育委員会及び各学校長は、地震が発生した場合、あらかじめ定めた計画に基づき、児童・生徒の安全を最優先で確保する。地震災害のため、平常の学校教育の実施が困難となった場合、市教育委員会及び各学校長は、緊密に連携し、県教育委員会等関係機関の協力を得て、学校教育の早期再開に必要な応急措置を迅速に実施するとともに、社会教育施設が被災した場合は、必要な応急措置を実施する。

また、地震により文化財が被災した場合、市教育委員会は、所有者から被害の概要等必要な報告を求め、状況の的確な把握に努めるとともに、被災した文化財に対して応急措置を迅速に講ずる。文化財の所有者または管理者（防火管理者を置くところは防火管理者）は、地震が発生した場合、適切な対応を実施する。

第2 情報等の収集・伝達

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第29節 第2（P349）に準ずる。

第3 災害発生直後の体制

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第29節 第3（P349）に準ずる。

第4 応急教育の実施

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第29節 第4（P350）に準ずる。

第5 教科書、学用品の調達及び支給

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第29節 第5（P351）に準ずる。

第6 学校給食対策

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第29節 第6（P352）に準ずる。

第7 文化財の保全対策

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第29節 第7（P352）に準ずる。

第30節 応急保育の実施

【実施機関：市民福祉部】

第1 基本方針

地震災害が発生した場合、市は、乳幼児をもつ市民が安心して生活再建のための活動に専念できるよう援助するとともに、乳幼児の精神的安定を確保する。

第2 情報等の収集・伝達

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第30節 第2 (P354) に準ずる。

第3 応急措置災害発生直後の体制

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第30節 第3 (P354) に準ずる。

第4 応急保育の実施

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第30節 第4 (P355) に準ずる。

第31節 住宅応急対策

【実施機関：都市整備部】

第1 基本方針

市は、地震による住宅の全壊や半壊等により、住家を滅失し、または自己資力では住宅の確保や修理ができない被災者に対し、応急仮設住宅の提供や市営住宅等の空き家のあつせん、日常生活に欠くことのできない部分の修理を行う。

また、被災住宅の倒壊による二次災害を防止するため、市は県等と連携し、建築物の応急危険度判定を実施する。

第2 公的住宅等の提供

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第31節 第2 (P356) に準ずる。

第3 応急仮設住宅の設置

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第31節 第3 (P356) に準ずる。

第4 被災住宅の応急修理

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第31節 第4 (P358) に準ずる。

第5 応急危険度判定

市は、地震の発生により破損したり耐震性が低下した建築物が、余震等に対して引き続き安全に使用できるか否かの判定（以下「応急危険度判定」という。）を速やかに行い、応急措置を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施するものとする。県は、建築技術者等の派遣等により、積極的に市の活動を支援するものとする。

1 応急危険度判定

応急危険度判定は、次のように実施する。

(1) 判定士派遣要請・派遣

ア 判定士派遣要請

市は、余震等による二次災害を防止するため、応急危険度判定士の派遣を県に要請する。

イ 判定士の受入体制

応急危険度判定士は震災後早期に来市して判定活動に当たるが、ボランティアであることから、市内の地理や被害状況について不案内であったり、滞在場所や食料について備えが不十分なこともあり得る。したがって、市はこれらの問題点を解消し、判定士の活動を支援するため、地図の提供、その他応急危険度判定に必要な資機材の提供を行う。

(2) 応急危険度判定活動

ア 判定の基本的事項

- (ア) 判定対象建築物は、市が定める判定街区の建築物とする。
- (イ) 判定実施時期及び作業日数は、2週間程度で、一人の判定士は3日間を限度に判定作業を行う。
- (ウ) 判定結果の責任については、市が負う。

イ 判定の関係機関

市は、判定の実施主体として、判定作業に携わる判定士の指揮、監督を行う。

(3) 判定作業概要

- ア 判定作業は、市の指示に従い実施する。
- イ 応急危険度の判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」（（財）日本建築防災協会、全国被災建築物応急危険度判定協議会発行）の判定基準により、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の3種類の構造種別ごとに行う。
- ウ 判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、表示を行う。

2 住宅の応急危険度判定実施上の留意事項

応急危険度の判定には迅速性と確実性の両面が要求され、判定結果に矛盾があると市民の不満に結びつきやすいので、配慮が必要である。

3 被災者への説明

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとし、県は、市の活動の支援に努めるものとする。

第32節 災害救助法の適用

【実施機関：総務部】

第1 基本方針

災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）は、災害発生直後の混乱期における被災者保護及び社会秩序の保全を図ることを目的とした緊急の措置である。市は、地震災害が発生し、災害救助法適用の必要が認められた場合は、県に対し速やかに所定の手続を行う。

災害救助法が適用された場合は、市民の生命・身体・財産を保護するため、秋田県災害救助法施行細則に則って速やかに対策を実施する。

第2 適用基準

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第36節 第2（P374）に準ずる。

第3 被害の認定基準

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第36節 第3（P375）に準ずる。

第4 災害救助法の適用手続

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第36節 第4（P375）に準ずる。

第5 災害救助法による救助の種類と実施権限の委任

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第36節 第5（P375）に準ずる。

第6 救助の実施状況の記録及び報告

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第36節 第6（P376）に準ずる。

第7 災害救助基金の運用

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第36節 第7（P376）に準ずる。

第8 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第36節 第8（P376）に準ずる。

第33節 り災証明書の発行

【実施機関：総務部、農林水産部、消防本部】

第1 基本方針

地震による被害の程度等に応じた適切な支援の実施を図るため、災害対策基本法第90条の2で市町村によるり災証明書の発行が義務化されている。

市は、地震災害発生後、被災者に対する支援措置を早期に実施するために、遅滞なくり災証明書を交付する。

第2 発行手続き

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第37節 第2 (P377) に準ずる。

第3 証明の範囲

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第37節 第3 (P378) に準ずる。

第4 手数料

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第37節 第4 (P378) に準ずる。

第5 証明書

……………第2編 一般災害対策編 第3章 第37節 第5 (P378) に準ずる。